

安心して 暮らせる 未来  
たすけあいのまち 新庄

## 第2期新庄市地域福祉計画

## 第3期新庄市地域福祉活動計画

(平成28年度～平成32年度)



平成28年3月

新 庄 市  
新庄市社会福祉協議会

# 目 次

## 新庄市地域福祉計画（新庄市）

### 第1章 地域福祉計画の策定にあたって

1 計画の策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3

### 第2章 新庄市の現状と課題

1 新庄市の状況	4
2 地域活動の状況	11
3 市民アンケート調査からの現状	16
4 新庄市の地域福祉の現状と課題	16

### 第3章 計画の基本理念と施策の体系

1 計画の基本理念	19
2 計画の基本体系	20

### 第4章 基本目標の実現に向けた取り組み

#### 基本目標1 相談・サービスが利用しやすいまち

(1) 情報提供の充実	21
(2) 相談体制の充実	22
(3) 福祉サービスの利用促進	23
(4) 市民・事業者・行政との連携と協働	24

## 基本目標2 安心・充実した暮らしを支えるまち

- (1) 地域福祉活動の推進と支援 . . . . . 25
- (2) 適切な福祉サービスの提供と充実 . . . . . 26
- (3) ネットワーク体制による連携強化 . . . . . 27
- (4) 災害時の要援護者への支援体制づくり . . . . . 29

## 基本目標3 市民活動が盛んなまち

- (1) 市民が活動しやすい環境づくり . . . . . 30
- (2) 地域における交流の場づくり . . . . . 31
- (3) 地域住民との連携と協働 . . . . . 32
- (4) 福祉事業者との連携と協働 . . . . . 33

# 新庄市地域福祉活動計画（社会福祉協議会）

## 第1章 地域福祉活動の計画策定にあたって

- 1 計画の策定の趣旨 . . . . . 34
- 2 計画の性格と位置付け . . . . . 34
- 3 計画の期間 . . . . . 34

## 第2章 基本理念と基本目標

- 1 基本理念 . . . . . 35
- 2 基本目標 . . . . . 35～39

## 第3章 具体的な活動方針

### ■今後の方針

#### 基本目標1 相談・サービスが利用しやすいまち

- (1) 情報提供の充実 . . . . . 4 0
- (2) 相談体制の充実 . . . . . 4 0
- (3) 地域包括ケアシステムの推進 . . . . . 4 0

#### 基本目標2 安心・充実した暮らしを支えるまち

- (1) 福祉サービスの充実 . . . . . 4 1
- (2) 権利擁護の充実 . . . . . 4 1
- (3) 除雪支援の充実 . . . . . 4 2
- (4) 災害時支援体制の充実 . . . . . 4 2

#### 基本目標3 市民活動が盛んなまち

- (1) ボランティア活動の充実 . . . . . 4 2
- (2) 福祉を担う人材の育成 . . . . . 4 3
- (3) 気軽に集える場の充実 . . . . . 4 3
- (4) 社会福祉協議会の基盤強化 . . . . . 4 4

### ■地域福祉活動の様子（写真） . . . . . 4 5

### ■計画の体系 . . . . . 4 6

#### 資料編

- 1. 市民アンケート調査結果 . . . . . 4 7～6 2
- 2. 計画策定委員会設置要綱 . . . . . 6 3～6 6
- 3. 計画策定委員会委員名簿 . . . . . 6 7～6 8
- 4. 計画策定の経過 . . . . . 6 9
- 5. 福祉のてびき . . . . . 7 0～7 8



## はじめに

近年、少子高齢化や核家族化など社会情勢の急激な変化、人々の価値観や生活様式の多様化などに伴って、隣近所や地域がお互いに助け合う機会が減っているように感じます。地域の連帯感や支え合いの力が弱くなってきており、社会からの孤立、経済的困窮、虐待、孤独死などの問題が生まれています。

また、福祉に求められるニーズは複雑化しており、行政や関係機関の福祉サービスだけでは解決することが難しい問題も生まれています。

当市では、このような動向に的確に対応していくため、すべての市民が、住み慣れた地域で安心して自立した豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指し、その基本的な指針となる「第2期新庄市地域福祉計画」を策定いたしました。

策定にあたりましては、第1期計画を総括した結果、引き続き既存の施策や事業の推進を図るとともに、市民アンケートの調査結果も踏まえて、新たな事業を盛り込んだところであります。

今後、この計画に基づき、社会福祉協議会、町内会、福祉サービス事業者等はもとより、民生委員児童委員や地域社会を構成する市民の皆様とともに、安心して暮らせるまちづくりの実現に向け、より一層相互に連携協力しながら、更なる地域福祉の充実に取り組んでまいりたいと思っております。引き続き、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、熱心にご議論いただきました新庄市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、市民アンケート調査、パブリックコメントにご協力をいただきました多くの市民の皆様へ、心から感謝とお礼を申し上げます。

平成28年3月

新庄市長 山尾 順 紀



## 計画策定にあたって

日頃より、本会の事業に深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。本会では、平成25年に「絆 つながり 支えあう やさしさあふれるまち 新庄」を基本理念に掲げた第2期地域福祉活動計画を策定し、地域福祉活動の推進に取り組んでまいりました。

少子高齢化や核家族化の進行が本格化する中で、地域においては、これまでの公共の福祉サービスだけでは、すぐに解決が困難なさまざまな課題が浮き上がってきております。

これらの課題を地域課題としてとらえ、これまで以上に、住民の支え合い・助け合いの意識を高めていくことが求められています。

新庄市と新庄市社会福祉協議会では、このたび、新庄市が策定する行政計画である「地域福祉計画」と社会福祉協議会が策定する民間の行動計画である「地域福祉活動計画」を一体的に策定いたしました。両計画は、行政と社会福祉協議会が、互いに連携し合う関係であることから、ともに同じ目標を掲げ、一緒に力を合わせ、さまざまな福祉課題の解決に尽力してまいります。この計画が、皆様の日常生活の中で、より安全で安心して仲良く暮らせる地域社会をつくっていくことに少しでもお役に立てればと願っております。

終わりに、本計画の策定にあたり、ご指導いただいた委員の皆様、市民アンケート調査に御協力いただいた皆様に心より感謝申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

平成28年3月

社会福祉法人 新庄市社会福祉協議会  
会 長 本 澤 昌 紀

# 新庄市地域福祉計画



# 第1章 地域福祉計画の策定にあたって

## 1 計画の策定の趣旨

近年では、少子高齢化の急速な進展に加えて、世帯の小規模化、個人の価値観の多様化等により、地域での人と人とのつながりが希薄化し、家庭や地域社会での支え合う力が弱まりつつあり、地域社会のあり方も大きく変わってきています。

支援の必要な高齢者のみの世帯やひとり暮らしの高齢者の増加はもちろんのこと、高齢者等の孤立死、ひきこもり、子育て家庭の孤立、児童・障がい者虐待の増加、自殺、貧困の拡大などさまざまな課題が増加しています。地域住民の福祉ニーズが多様化し、従来の公的な福祉サービスだけでは十分な対応が難しくなっています。

一年の半分近くを雪と暮らす新庄市では、高齢者や障がい者などにとって、雪寄せや雪下ろしは毎年の大きな悩みの種です。また、皆さんにはちょっとした買い物などを気軽にお願いできる人が近所にいるのでしょうか。

地域の課題を解決し、誰もが安心して暮らすためには、そこに住む市民一人ひとりが主役となり、お互いを思いやるやさしさのあるまちづくりに参加することが大切です。

今ある公的なサービスなどを効率的に分配することはもちろんですが、市民一人ひとり、自治会・町内会、ボランティア団体やNPO、サービス事業所や福祉施設などの事業者、社会福祉協議会、行政が力を合わせて地域の生活課題解決に取り組んでいくことが求められています。

このような支援を必要とする人を支えていく仕組みづくりに計画的に取り組む、多様な主体によるサービスが連携し、円滑な利用が図られることを目指し、平成12年に改正された社会福祉法に基づき「第2期新庄市地域福祉計画」を策定するものです。

### 地域福祉の推進（社会福祉法に定める国の取り組み方針）

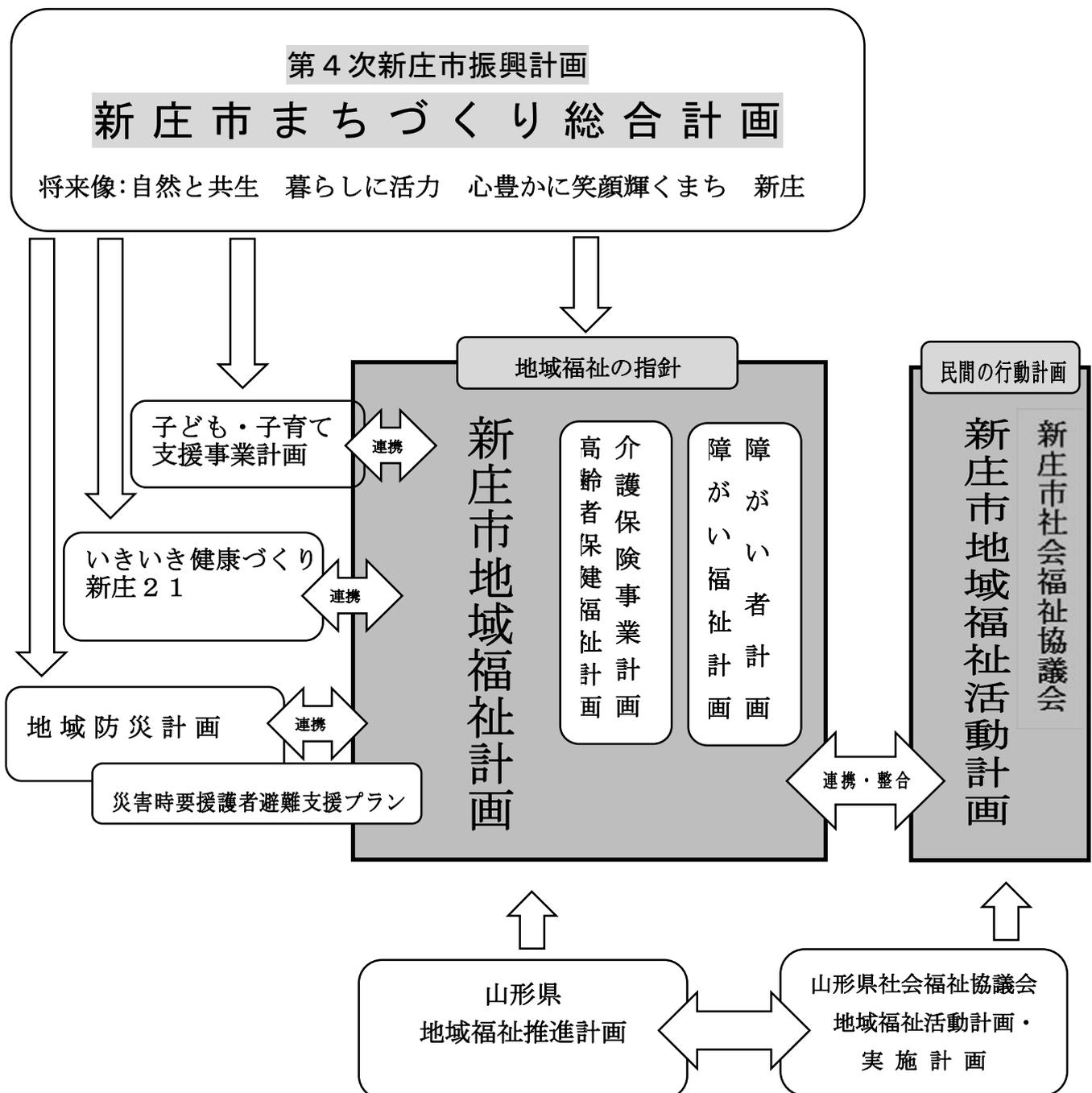
（社会福祉法 第4条）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

## 2 計画の位置付け

新庄市地域福祉計画は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく市町村の計画であり、本市の基本計画「新庄市まちづくり総合計画」を上位計画とし、福祉関連計画などを連携する計画であり、健康福祉に限らず、新庄市の地域福祉に関係する各分野の計画を有機的に関連付け、地域福祉の将来像を取りまとめる計画です。

【地域福祉計画と他計画の関連図】



### 3 計画の期間

本計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5ヵ年とします。なお、他の関連する計画との整合を図りながら、計画期間中の成果を踏まえたいえで必要な見直しを行います。

年度	計画期間	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
<b>第1期新庄市地域福祉計画</b>	H23～H27									■	■	■	■	■					
<b>第2期新庄市地域福祉計画</b>	H28～H32														■	■	■	■	■
<b>■高齢者福祉</b>																			
第3期老人保健福祉計画・第2期介護保険事業計画	H15～H17	■	■	■															
第4期老人保健福祉計画・第3期介護保険事業計画	H18～H20			■	■	■													
第5期老人保健福祉計画・第4期介護保険事業計画	H21～H23							■	■	■									
第6期老人保健福祉計画・第5期介護保険事業計画	H24～H26										■	■	■						
第7期高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画	H27～H29													■	■	■			
<b>■障がい者福祉</b>																			
第1次障がい者計画	H13～H17	■	■	■															
第2次障がい者計画	H18～H22			■	■	■	■	■	■										
第3次障がい者計画	H23～H27									■	■	■	■	■					
第4次障がい者計画	H28～H32														■	■	■	■	■
第1期障がい福祉計画	H18～H20			■	■	■													
第2期障がい福祉計画	H21～H23							■	■	■									
第3期障がい福祉計画	H24～H26										■	■	■						
第4期障がい福祉計画	H27～H29													■	■	■			
<b>■児童福祉</b>																			
前期次世代育成支援対策行動計画	H17～H21			■	■	■	■	■											
後期次世代育成支援対策行動計画	H22～H26									■	■	■	■						
新庄市子ども・子育て支援事業計画	H27～H31														■	■	■	■	■
<b>■いきいき健康づくり新庄21</b>																			
第1次計画	H16～H25		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■							
第2次計画	H26～H35														■	■	■	■	■
新庄市災害時要援護者避難支援プラン	H23～										■	■	■	■	■	■	■	■	■
<b>■新庄市社会福祉協議会</b>																			
第1期地域福祉活動計画	H15～H19	■	■	■	■														
第2期地域福祉活動計画	H25～H27											■	■	■					
第3期地域福祉活動計画	H28～H32														■	■	■	■	■

## 第2章 新庄市の現状と課題

### 1 新庄市の状況

#### (1) 人口・世帯数の状況

本市の総人口は、37,420人となっています（平成27年4月現在）。総人口は平成2年をピークに減少傾向にありますが、65歳以上の高齢者人口は一貫して増加傾向にあります。

世帯数については、人口が減少傾向にあるなかで増加の傾向にあります。また1世帯当たりの平均人員は年々減少傾向にあり、核家族化が進行しているといえます。

#### ■本市の人口の推移（単位：人）

年度	男	女	計
H2	20,742	22,383	43,125
H7	20,698	22,198	42,896
H12	20,226	21,925	42,151
H17	19,434	21,283	40,717
H22	18,432	20,418	38,850
H26	17,652	19,550	37,202

資料：22年までは国勢調査（各年10月1日現在）26年は住民基本台帳（4月1日現在）

#### ■本市の世帯数の推移（単位：世帯、人）

年度	世帯数	世帯人員（人／世帯）
H2	12,177	3.54
H7	12,650	3.39
H12	13,042	3.23
H17	12,950	3.14
H22	12,980	2.99
H26	12,995	2.86

資料：22年までは国勢調査（各年10月1日現在）26年は住民基本台帳（4月1日現在）

## (2) 子どもの状況

本市の子どもの人口は、年々、減少傾向にあります。平成26年の年少人口（0歳から14歳まで）は4,973人で、平成2年と比較すると約4割減少しています。人口に占める構成率も19.5%から13.2%と低下しており、老年人口の占める構成率が高く年少人口の占める構成率が低い少子高齢化の傾向が顕著になっています。

また、出生数の動向をみると、平成2年から平成26年までの推移において62%と大幅に減少しており、少子化が進展していることがわかります。

### ■年少人口の推移

(単位:人、%)

年度	H2	H7	H12	H17	H22	H26
総人口	43,125	42,896	42,151	40,717	39,549	37,790
年少人口 (0歳～14歳)	8,423	7,494	6,808	6,120	5,532	4,973
老年人口 (65歳以上)	6,195	7,794	9,080	9,821	10,233	10,506
年少人口構成率	19.5	17.5	16.2	15.0	14.0	13.2
老年人口構成率	14.4	18.2	21.5	24.1	25.9	27.8

資料：22年までは国勢調査（各年10月1日現在）26年は住民基本台帳（4月1日現在）

### ■出生数の動向

(単位:人、(人口千対))

年度	H2	H7	H12	H17	H22	H26
出生数	474	437	458	347	303	297
出生率	11.0	10.2	10.9	8.6	7.9	7.9

資料：保健福祉統計年報

(3) 高齢者等の状況

新庄市における65歳以上の高齢者数は、平成26年4月1日現在10,506人で総人口に対する割合は27.8%を示しています。60歳以上の人口割合は35.9%で、超高齢社会を迎えています。

■人口と高齢者の割合

(単位：人、%)

年度	総人口	60歳以上人口		65歳以上人口		
		人数	割合	人数	割合	全県の割合
H22	39,148	13,121	33.5	10,241	26.2	27.3
H23	39,097	13,323	34.1	10,163	26.0	27.3
H24	38,654	13,377	34.6	10,209	26.4	27.6
H25	38,363	13,518	35.2	10,330	26.9	27.6
H26	37,790	13,596	35.9	10,506	27.8	29.1

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■在宅要援護老人世帯状況

(単位：人、世帯)

年度	ねたきり老人	左以外の認知症老人	一人暮らし老人世帯	老人夫婦世帯	昼間独居老人世帯
H22	103	17	860	845	464
H23	76	19	896	890	475
H24	433		865	805	
H25	436		1,417	1,343	
H26	137		1,051	1,367	

資料：民生委員調査（各年4月1日現在）

(4) 障がい者（児）の状況

新庄市の障がい者（児）数は年々減少の傾向にあります。知的障がい者（児）・精神障がい者は増加傾向にあり、精神障害者保健福祉手帳所持者数が平成22年と平成26年を比較すると120%と増加しています。

■人口及び身体障がい者（児）数 (単位：人、%)

年度	人口	身体障がい者（児）数	割合（人口千人当）
H22	39,107	2,009	51.4
H23	38,787	2,059	53.1
H24	38,262	1,957	51.1
H25	38,308	1,853	48.4
H26	37,790	1,849	48.9

資料：しんじょうの福祉（各年3月31日現在）

■身体障害者手帳所持者数 ( )内は18歳未満の内書き (単位：人)

年度	視覚障害	聴覚平衡	音声言語	肢体不自由			内部障害						脳原性		計
				上肢	下肢	体幹	心臓	腎臓	呼吸	直腸膀胱	小腸	免疫	上肢	移動	
H22	161 (1)	154 (2)	22 (0)	500 (3)	471 (0)	115 (1)	308 (2)	122 (0)	29 (0)	79 (0)	2 (0)	1 (0)	27 (5)	16 (4)	2,009 (18)
H23	159 (1)	154 (2)	22 (1)	484 (3)	503 (0)	123 (1)	316 (2)	132 (0)	29 (0)	86 (0)	1 (0)	1 (0)	26 (5)	19 (7)	2,059 (23)
H24	149 (1)	155 (4)	22 (1)	440 (4)	498 (0)	118 (0)	294 (2)	135 (0)	21 (0)	76 (0)	1 (0)	1 (0)	24 (3)	19 (8)	1,957 (24)
H25	136 (0)	152 (5)	24 (1)	386 (3)	499 (0)	110 (0)	293 (3)	124 (0)	15 (0)	66 (0)	1 (0)	1 (0)	23 (3)	20 (8)	1,853 (23)
H26	134 (0)	158 (5)	24 (1)	367 (1)	500 (0)	108 (0)	294 (3)	128 (0)	18 (0)	69 (0)	1 (0)	0 (0)	23 (2)	22 (9)	1,849 (21)

資料：しんじょうの福祉（各年3月31日現在）

■知的障害者（児）療育手帳所持者数

(単位：人)

年度	18歳未満			18歳以上			計		
	A	B	計	A	B	計	A	B	計
H22	6	21	27	65	126	191	71	147	218
H23	6	28	34	63	128	191	69	156	225
H24	8	35	43	63	130	193	71	165	236
H25	7	35	42	61	140	201	68	175	243
H26	9	35	44	63	142	205	72	177	249

資料：しんじょうの福祉（各年3月31日現在）

■精神障害者保健福祉手帳所持者数

(単位：人)

年度	1級	2級	3級	計
H22	59	55	19	133
H23	51	49	28	128
H24	59	49	32	140
H25	55	64	36	155
H26	58	65	36	159

資料：しんじょうの福祉（各年3月31日現在）



(5) 母子・父子・寡婦福祉の状況

■母子（父子）家庭の推移

(単位：世帯)

	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
母子家庭	4 3 7	4 1 3	4 3 6	4 8 5	5 0 3
父子家庭	8 3	9 2	8 3	8 8	7 4
合 計	5 2 0	5 0 5	5 1 9	5 7 3	5 7 7

資料：しんじょうの福祉（各年8月1日現在）

■婦人相談員

日常生活全般の中で、女性の抱える様々な問題について広く相談に応じるため婦人相談員を配置しています。

母子・父子自立支援員が婦人相談員を兼務しています。また、配偶者や恋人に対してふるう暴力（DV）についても相談に応じています。

《相談内容》

(単位：件)

年 度	離 婚 問 題	D V 関 係	養 育 等	生 活 苦 等	病 気 等	そ の 他	計
H24	47	30	29	61	4	26	197
H25	13	14	30	12	7	45	121
H26	15	4	42	40	14	33	148

資料：しんじょうの福祉

■家庭児童相談員

最近の急速な社会情勢の変化は、児童をとりまく生活環境を徐々に悪化させ、児童の人格形成にも少なからず影響を与えています。

特に、家庭環境の変化による養育問題、放任、過保護等に起因する情緒障害、非行、不登校等が大きな社会問題となっており、相談内容も一段と複雑多様化しています。

これらに対応するため、家庭児童相談室を中心に県中央児童相談所等の関係機関との連携を密にしながら相談を受けています。

《年度別相談取扱件数》

(単位：人)

年度	養護	保健	障害	非行	性格行動	不登校	適性	親・しつけ	その他	計
H24	338	8	76	9	13	45	13	0	9	511
H25	355	19	48	16	1	29	15	0	18	501
H26	371	0	35	0	0	10	0	0	1	417

資料：しんじょうの福祉

(6) 生活保護の状況

生活保護は憲法25条の理念に基づき、生活に困窮する人々に対しその程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに自立に向けた支援を行う制度です。

本市の保護状況は、長引く景気の低迷により雇用を取り巻く環境は厳しさを増し、平成24年度以降、高齢者世帯の増加とともに、働ける世代（その他世帯）も急増しています。

■生活保護世帯の推移

(単位：世帯、人、%)

区分	H22	H23	H24	H25	H26
保護世帯	151	162	196	196	196
保護人員	192	219	269	269	268
保護率	4.95%	5.72%	7.02%	7.11%	7.16%

資料：山形県健康福祉部指導監査

■被保護世帯類型別保護世帯数

世帯類型	H22	H23	H24	H25	H26
高齢者	74	73	91	83	83
母子	3	3	4	5	5
傷病者・障害者	51	67	55	66	62
その他	23	19	46	42	46

資料：山形県健康福祉部指導監査

		H22	H23	H24	H25	H26
単身世帯	高齢者	61	61	79	70	70
	傷病・障害者	36	47	40	51	48
	その他	17	14	32	31	36
	小計	114	122	151	152	154
2人以上の世帯	高齢者	13	12	12	13	13
	母子	3	3	4	5	5
	傷病・障害者	15	20	15	15	14
	その他	6	5	14	11	10
	小計	37	40	45	44	42

資料：山形県健康福祉部指導監査

## 2 地域活動の状況

生活圏域や交友関係の広がりなどにより、地域と接する機会や関心を持つ機会が少なくなり、隣近所で支えあいながら生活する意識が徐々に薄くなってきています。特に地域になじめず孤立している世帯や転居者等は、地域活動への参加を拒む場合があります、地域のつながりが希薄化し、近所同士のトラブルにつながるケースもあります。また、地域の情報が行き届かないことや、様々な活動や行事を行っても毎回同じ顔ぶれになるなど、地域活動が徐々に停滞している傾向にあります。

### ■ 新庄市社会福祉協議会

社会福祉協議会は「社会福祉法第 109 条」に基づく社会福祉法人です。民間の立場から、地域福祉を推進する市内全世帯を会員とする民間の福祉団体です。

会費・寄付金・市補助金等を財源とし、赤い羽根共同募金事業、心配ごと相談事業、福祉貸付等、様々な福祉活動を実施しています。また、ボランティア活動の推進、福祉教育を通して、市民の福祉に対する理解と関心を高め、福祉を担う人材の育成に取り組んでいます。地域課題を解決するために、地域の様々な人の声を反映させ、協力を得ながら地域の福祉を高めていくところです。

### ■ ふれあいサロン

「地域住民」が気軽に集まり、ふれあいを通して生きがいづくり、仲間づくりをすすめる活動です。公民館など、地域の身近に集える場所において、参加者同士が気軽に語り、交流を図りながら、趣味活動や日常生活に役立つ講話を聞くなどの活動を行います。気軽な関係を築くことで孤立を防ぐ、地域での見守り・支え合い活動です。社会福祉協議会では、ふれあいサロンの立ち上げや活動の支援を行っています。

### ■ 自治会・町内会

少子化や人口減少、高齢化により、自治会・町内会を維持することが難しい状況にあります。特に担い手不足は深刻な問題となっており、特定の人に役員等の負担が集中する傾向にあります。

また、地域で孤立している世帯や転居者等を中心に、自治会・町内会への一部の未加入者がいて、地域の一体感が薄れ、支えあいや助けあいができない地域もあります。

なお、現在本市では、行政区として設置している区の数 は 2 1 2 あります。

## ■民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、その職務を厚生労働大臣から委嘱され、社会福祉の増進と自主活動による幅広い活動をしています。

81名（主任児童委員8名を含む）の委員の任期は3年であり、市内4地区の民生委員児童委員協議会に所属しています。さらに民生委員児童委員協議会の連合会を組織して運営、調整、研修等独自事業の推進に努めるとともに、行政や関連機関との関係を一層緊密にし、社会福祉の増進に努めています。

### <民生委員・児童委員の活動状況>

（単位：件、回数、日）

区 分		H 2 2	H 2 6
相談・支援		1, 8 6 3件	1, 6 7 0件
調査・実態把握		2, 4 2 6件	2, 4 8 5件
行事・事業・会議への参加・協力		7 0 1件	1, 0 1 9件
地域福祉活動・自主活動		1, 3 1 8件	2, 0 1 2件
民児協運営・研修		1, 2 4 1件	1, 4 4 7件
証明事務		4 4件	2 8件
要保護児童の発見の通告・仲介		4 6件	6 7件
訪問回数	訪問・連絡活動	4, 1 9 1回	4, 8 4 9回
	その他	1, 8 9 3回	2, 4 6 1回
連絡調整回数	委員相互	1, 3 4 6回	1, 9 0 9回
	その他の関係機関	1, 3 4 4回	1, 7 6 5回
延べ活動日数		9, 0 9 4日	7, 9 7 1日

資料：しんじょうの福祉

## ■健康福祉推進員

町内会の中での健康づくり活動や福祉推進の自主活動のリーダー役として、各町内に健康福祉推進員の選任をお願いしています。

これまでは、福祉に関する諸活動については、民生委員・児童委員が重要な役割を果たしていました。しかし、定数によりすべての町内に民生委員・児童委員を配置することはできません。

そこで、活動の基本が町内会を単位とするため健康福祉推進員が、その町内の福祉に関する問題に注意を払い、民生委員・児童委員と協力し地域福祉推進の担い手となります。

## ■老人クラブ

老人クラブは、地域を基盤とする高齢者自身の自主的な活動組織であり、地域のニーズに応じた様々な活動を展開し、地域内の世代間交流や高齢者の生きがいと健康づくりを進めています。また、老人クラブは連合会組織として全国各地に活動組織を展開し、全国規模の民間団体ネットワークとして、地域社会に貢献しています。

具体的な活動内容としては、レクリエーションや健康増進活動の他、地域の環境美化や交通安全教室の開催、視察研修や出前講座を活用した勉強会など、社会参加を意欲的に行っています。

現在本市では33のクラブで837人の加入者がいますが、クラブ数・会員数ともに減少傾向にあります。

<老人クラブ数の推移>

(単位：人、%)

年度	クラブ数	60歳以上人口	会員数	加入率
H21	43	12,792	1,346	10.5
H22	37	13,121	1,124	8.6
H23	37	13,323	1,051	7.9
H24	36	13,377	986	7.4
H25	34	13,518	899	6.7
H26	33	13,596	837	6.1

資料：しんじょうの福祉



## ■小学校・中学校の状況

平成27年度現在、新庄市には7校の小学校があり、1,937人の児童が通学しています。平成22年度に比べると2校が閉鎖になり、児童数で419人減少しています。また、中学校の生徒数は、1名増加しておりますが、今後、減少が見込まれます。

### <小中学校児童生徒数>

(単位：人)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27
新庄小学校	549	547	515	498	470	454
沼田 〃	451	433	403	374	360	357
日新 〃	785	761	732	712	684	640
北辰 〃	145	139	131	132	122	124
萩野 〃	78	74	72	67	68	268
泉田 〃	218	217	212	204	197	
昭和小学校	17	18	21	18	17	
本合海 〃	61	61	54	54	55	49
升形 〃	52	56	47	44	43	45
新庄中学校	296	287	268	280	278	274
明倫 〃	280	287	295	327	324	288
日新 〃	371	374	404	398	400	385
萩野 〃	172	156	153	164	156	167
八向 〃	46	44	54	56	59	52

資料：新庄市学校教育課



## ■NPO・NPO法人

任意団体の組織として活動していたボランティアや当事者団体、各種のネットワークなどの地域にかかわってきた市民活動組織が、組織的、継続的に福祉活動等を盛んに行っています。

また、NPO法人は、平成10年に施行された「特定非営利活動促進法」に基づく法人です。平成27年12月現在、17団体の法人が活動を行っています。

## ■市民活動

新庄市では市民活動交流ひろば「ぷらっと」が設立され、平成27年3月現在で87団体が利用しております。今までは、生涯学習サークル団体が利用していましたが、現在は、社会教育団体のほかに、福祉介護関係団体の一部が利用しております。「ぷらっと」では市民の様々な自主的な活動に対しての助言や支援を行っています。

## ■地域赤十字奉仕団

赤十字の基本原則（人道、公平、中立、独立、奉仕、単一、世界性）のもとに、赤十字の使命とする人道的な諸活動を実践しようとする人々が集まって結成されたボランティアの組織で、日本赤十字社における奉仕者組織として位置づけられており、新庄市では1団体が地域奉仕団として登録しています。



### 3 市民アンケート調査からの現状

地域福祉に関する市民の意識及び実態を調査し、地域福祉計画策定にあたっての基礎調査資料とするために、市民アンケートを実施いたしました。

- (1) アンケート調査時期 平成 26 年 10 月 31 日～11 月 28 日
- (2) アンケート対象者 1,000 人（市民無作為抽出）
- (3) アンケート回収数 467 人

～ アンケート調査結果は、資料編 4 7 ページ以降に掲載しています。～

### 4 新庄市の地域福祉の現状と課題

#### (1) 高齢者支援

新庄市は高齢者が健康で生きがいを持ち、安心して暮らし続けられる「健康・福祉都市 新庄」を基本理念とする「新庄市高齢者健康福祉計画」（平成 27 年～29 年）を策定し、様々な高齢者支援を実施しています。

人口が年々減少傾向にあるなか、65 歳以上人口は平成 24 年度から増加傾向にあり、高齢化率が着実に増加しています。また、高齢化に伴い高齢者のいる世帯の増加も顕著で、特にひとり暮らしの高齢者が増加しています。

団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年（平成 37 年）以降、介護が必要となる高齢者の増加が予測されますが、現在、介護が必要になっても地域や在宅での生活を希望する高齢者が多くいる状況で、今後は地域での包括的な支援や介護サービスの提供体制の構築を進める必要があります。

介護保険制度発足以来、地域住民の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援する機関として「地域包括支援センター」を設置（社会福祉協議会に委託）し、介護保健サービスを利用しながら地域や在宅での生活が続けられるよう高齢者を支援していますが、今後も連携をとりながらこれを継続することが求められます。

平成 18 年より施行されております「高齢者虐待防止法」については、市民や福祉施設等に対して虐待に関する更なる周知を図り、早期発見・早期解決を図っていくことが必要です。ケースに応じては民生委員や区長の協力、医療機関や介護サービス事業所との連携、警察や保健所等専門的な公的機関との連携も不可欠となりますので「新庄市高齢者虐待防止連絡協議会」を定期的で開催し、ネットワークの活用、情報の共有を図っています。

高齢化の進行、介護サービス利用の増加、保険料負担の増加など今後も課題は多く存在しますが、介護を必要とせずに、いきいきと生活できるための保健・予防活動の普及を推進するとともに介護や援助を必要とするようになる高齢者を施設・事業所・地域で支える体制づくりが課題です。

## (2) 障がい者支援

平成27年3月31日現在における本市の障害者手帳所持者は2,257人で、その内訳は、身体障害者手帳所持者1,849人、療育手帳所持者249人、精神障害者保健福祉手帳所持159人となっています。身体障害者手帳所持者は、減少傾向にあるものの、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。また、最近では、発達障がいのある児童が増えてきている現状があります。

今後は、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）のほか、難病をはじめ、身体の機能の障がいがある方々が住み慣れた地域でその人らしい生活を送れるよう、地域の社会資源を最大限に活用し、障がい福祉サービス等の提供体制の整備を促進していく必要があります。また、障がいの予防や早期発見を図るため、関係機関と連携をとりながら、保健医療対策を一層推進していく必要もあります。

また、「障害者虐待防止法」の施行により、障がい者虐待に関する相談・通報の窓口を設け、制度の周知に努めており、関係機関との連携を強化しながら、虐待防止のための体制の充実を図り、さらに、平成28年4月1日からの「障害者差別解消法」の施行により、本市においても、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重しながら共生できる地域づくりをめざしていくことが求められています。

このように、障がいのある人を取りまく社会経済環境の著しい変化に的確に対応するため、「新庄市障がい者計画」、「障がい福祉計画」を策定し、障がい者施策を総合的に推進していくことが重要となります。

## (3) 子育て支援

近年は、本市においても核家族化や共働き世帯の割合が高くなっており、特に3歳未満児の保育需要が増しています。平成27年度から始まった「子ども・子育て支援新制度」では、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実を図ることとしています。

一部の教育・保育施設においては、新制度に移行若しくはその準備が進められていますが、今後の数年間は新制度移行の過渡期であるため、定員管理が難しくなる状況が予想されます。また、少子化が進む中、少子化に歯止めを掛けるためにも、子育て世代のニーズに即した施策を展開し、安心して子どもを産み育てられる環境を整備する必要があります。

家庭における育児・家事は、共働き世帯でも母親（女性）に荷重がかかる傾向にあります。男女共同参画社会を推進する上で、仕事と子育ての両立ができるよう、行政におけるサービス提供の充実はもとより、三世帯同居率の高さを活かした祖父母の育児参加の促進、子育て支援ボランティアなど地域ぐるみで子育てを支援する体制づくりが必要です。また、就業先の企業や雇用主の子育てに対する理解と協力も必要です。

児童虐待防止については、これまでも早期発見・適切な対応に努めており、要保護児童対策地域協議会等の関係機関との連携をさらに強化し、児童虐待防止・早期発見に結びつけることが必要です。

このような課題解決に向けて、平成27年3月に策定した「新庄市子ども・

子育て支援事業計画」の実効性を確保し計画を推進していくことが重要となります。

#### (4) 生活保護・生活困窮者支援

当市における生活保護は、厳しい経済・雇用情勢の影響を受けて、年々増加の傾向にあり、少額年金生活者・無年金の高齢者と、傷病と失業が重なり生活困難に至り被保護者となった働ける世代（その他世帯）が増えています。高齢世帯の増加に伴い、扶助費の中では医療扶助費が全体の半分以上を占めている状況であり、その他世帯に対しては、生活指導や就労指導が課題となっています。

また、生活困窮者自立支援法が平成27年4月1日より施行され、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者への支援体制である自立相談支援事業・住居確保給付金・就労準備支援事業に取り組んでいます。生活困窮者が生活保護に陥ることなく、早い段階で自立した生活に戻れるように、専門性を有する支援員（主任相談支援員・相談支援員・就労支援員）が相談に応じています。

これら、生活保護制度と生活困窮者自立支援制度を一体的に運用していくことで、被保護者・生活困窮者の方々を一人でも多く、自立につなげることが必要です。

このような問題解決のためには、地域のあらゆる関係機関が協力し、役割分担を図りつつ、包括的な支援を具現化していくことが重要となります。

#### (5) 健康づくりの推進

健康は、市民一人ひとりの願いであり、家族や社会にとってもかけがえのない財産です。

新庄市は平成26年3月に『いきいき健康づくり新庄21』第2次計画を策定し、「市民みんなが共に支えあい、元気で長生きできる社会の実現」による「健康寿命の延伸」を目指しています。

新庄市の国保の特定健診受診率は30%で、全国・県と比較し10%も低い状況です。また、がん健診受診率も22～37%と県より低い状況です。新庄市は人工透析患者が年々増加傾向にあり国保医療費の慢性腎不全（透析）の割合は、県の7%を大きく上回る13%を占め、今後も上昇すると考えられています。

健康づくりの推進のためには、市民一人ひとりが確かな健康情報を知り、自らの目標に向けて積極的に自分に適した生活習慣を実践することが重要です。年代に合わせた健康情報の提供、健診を活用して生活習慣を振り返り、疾病の早期発見・治療につなげ、重症化予防ができるよう支援していきます。

少子高齢化社会の中、高齢化率の増加に比例し、介護認定者の数も増加しています。

市民自らが主体性を持って健康づくりに取り組み、生涯を通して喜びや生きがいを持ち生活することで、閉じこもり予防と社会参加への意欲向上が図られ、認知症予防の推進につながります。市民の健康づくりの取り組みを身近な地域社会で推進できるように、保健医療機関をはじめ、社会福祉協議会、健康福祉推進員や町内会等の地区組織、食生活改善推進協議会、新庄21地域スポーツクラブなど、関係機関と連携して支援していきます。

## 第3章 計画の基本理念と施策の体系

### 1 計画の基本理念

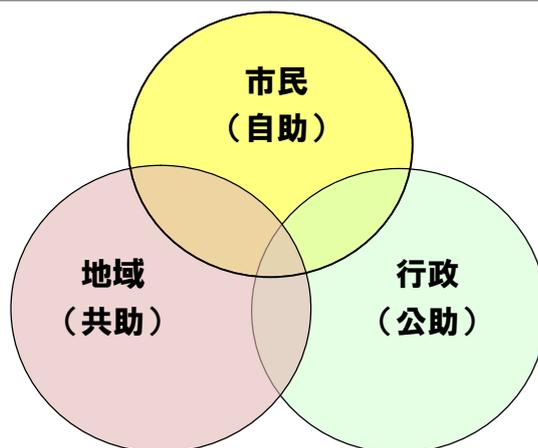
新庄市においては、急速な少子高齢化の進行とともに、世帯の核家族化や高齢者のみ世帯の増加が確実に進んでいます。地域においても、厳しい社会経済状況のなか、個人の価値観やライフスタイルの多様化、地域や家族における「つながり」の希薄化などが要因となってさまざまな問題が発生しています。

人と人との「つながり」が薄れつつある現代において、高齢者や子どもたち、障がいのある人たちなど、地域でともに暮らす人々が住み慣れた地域や家族のなかで、お互いに思いやりの心を持ち、ともに助け合い、支え合うことがますます重要となっています。このことは、日常生活だけではなく、災害に対して備えたり、災害が発生した場合でも同じです。また、特定の人が特定の人を「支える」一方向の関係ではなく、お互いに「支え合う」双方向の関係を築き、その関係性を深めていくことが社会的課題です。

本計画では、地域において、人と人との「つながり」を再構築し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、住民参加のもとに「安心して暮らせる 未来 たすけあいのまち 新庄」の仕組みをつくることを目指します。

## 基本理念

**安心して 暮らせる 未来 たすけあいのまち 新庄**

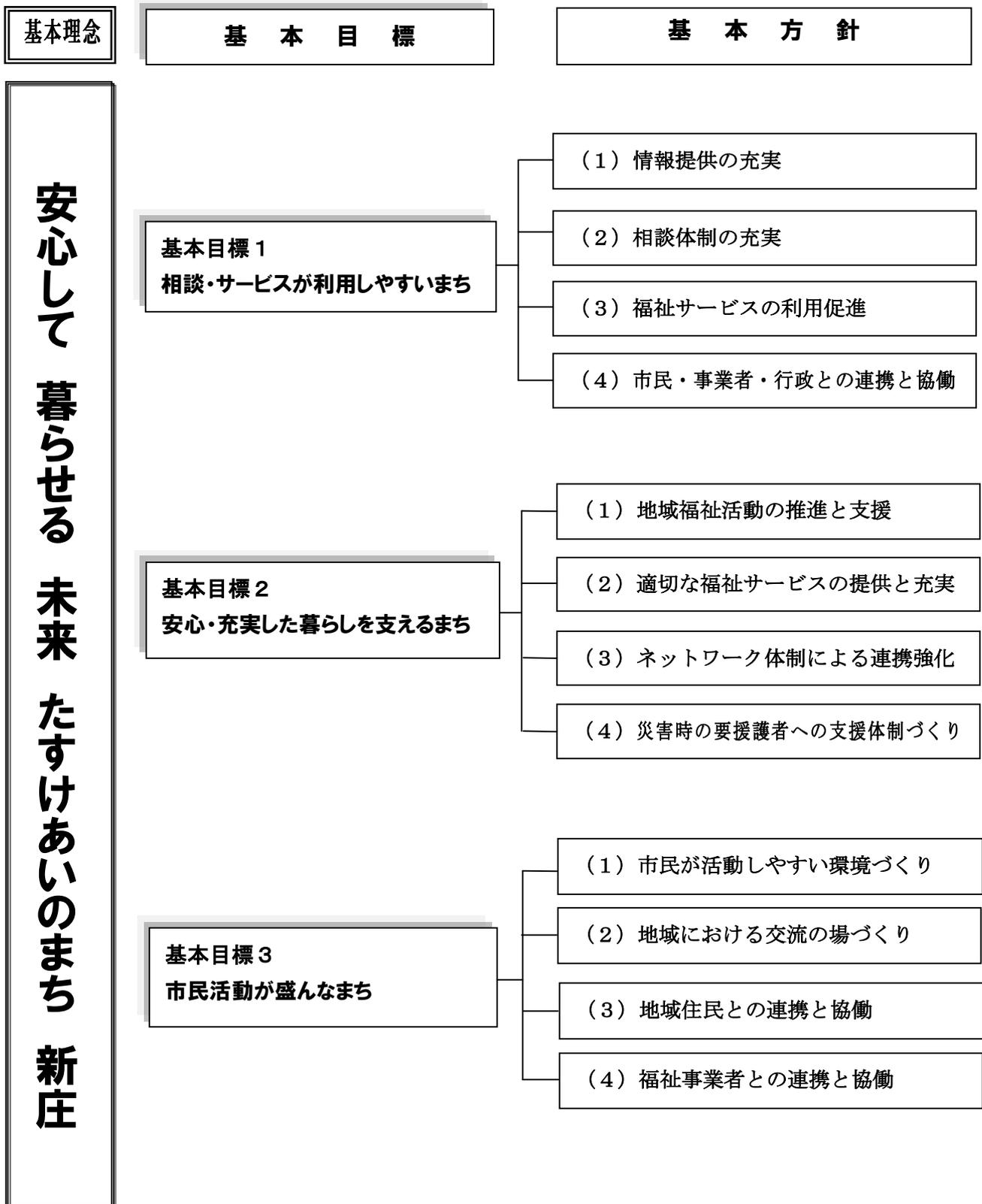


自助：個人の自立や家庭の支えあい、共助や公助への参加・参画

共助：地域における相互扶助、ボランティア、NPOなど市民活動による支援、民間における商品やサービスの提供

公助：福祉・保健・医療などによる公的なサービスの提供

## 2 計画の基本体系



## 第4章 基本目標の実現に向けた取り組み

### 基本目標1「相談・サービスが利用しやすいまち」

テーマ

広報  
啓発

〈基本方針〉

- (1) 情報提供の充実
- (2) 相談体制の充実
- (3) 福祉サービスの利用促進
- (4) 市民・事業者・行政との連携と協働

#### (1) 情報提供の充実

##### 【現状と課題】

福祉サービスが多様化し、利用者が利用したいサービスを選択する制度となっていますが、制度を有効に利用できるよう広報やインターネット、また福祉サービス等をわかりやすく紹介したパンフレットを活用し周知に努めています。

多様化する福祉サービスから利用者にあった選択をし利用するためには、サービスの内容などに関する情報が適切に提供されていることが必要です。

##### 【取り組み】

- 地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等の相談窓口では体制の充実を図り、支援を必要とする人が気兼ねなく福祉サービスが利用できるような確かな情報の提供に努めます。
- 福祉サービスを必要とする人が必要な情報をいつでも得られるような仕組みづくりを推進します。また、情報の入手が困難な人へのきめ細かい配慮など、わかりやすい情報を提供するための工夫と充実を図ります。

## (2) 相談体制の充実

### 【現状と課題】

介護保険制度での要介護や要支援の高齢者について、介護支援専門員が保健・医療・福祉の各種サービスを結びつけるケアマネジメントを実施しています。また、障がいのある人が福祉サービスを利用する場合、障害者自立支援法に基づいたサービスを選択し利用しています。多様化する福祉サービスを利用するにあたり、介護を必要とする高齢者については介護支援専門員や地域包括支援センターが、障がいのある人は障がい者相談支援事業所などが相談業務を実施しています。

生活困窮者に対する相談業務については、相談支援員がどのような支援が必要かを一緒に考え、一人ひとりに合わせた支援プランを作成し、地域や関係機関との連携により包括的に支援を行っています。

その他、生活面での相談には、社会福祉協議会職員による心配ごと相談と無料弁護士相談があり、相談対応を行っています。

複雑化している福祉サービスを初めて利用する人にとっては、なじみのない用語や言葉が多く、戸惑いも見受けられます。制度を熟知し、的確な助言ができる人材の育成と、相談所の充実が求められています。

地域に密着している民生委員と同様、健康福祉推進員の役割も期待されます。そのためには、対応できる知識を得るための研修の機会を増やし、相談相手としての育成が求められています。

### 【取り組み】

- 高齢化が進み、また知的障がい・精神障がいにある人が増加の傾向にあることから、相談体制の充実を図ります。
- 地域との連携で、利用者が気軽に、より身近で相談できる体制を整え、市民が安心して暮らせる支援に努めます。
- 関係機関との連携を図り、不安や悩みを抱える人のさまざまなニーズに適切に対応できる専門性の高い相談支援を推進するとともに、相談窓口の機能充実を図ります。
- 生活困窮者自立相談支援事業の相談支援員の研修を充実し、窓口体制を整えます。

### (3) 福祉サービスの利用促進

#### 【現状と課題】

高齢者への介護保険サービスや障害者総合支援法による障がい福祉サービスが提供されています。これらの制度は利用者が契約によって利用する制度になり、事業者と対等な立場でサービスを選択しています。

利用者が自分に合ったサービスを選択し利用するためには、事業者やサービスの内容などに関する情報が適切に提供され、かつ質の良いサービスであることが必要です。

#### 【取り組み】

○福祉サービスの多様化により、利用者にわかりやすい情報の提供が求められています。障がい者相談支援事業所や地域包括支援センター等と連携をとり、わかりやすい情報提供に努めます。

○民生委員・児童委員や健康福祉推進員、介護支援専門員と連携し、一人暮らしで体の弱い高齢者など、支援が必要なのに支援が届いていない人を把握するとともに、必要な情報の提供や適切な福祉サービスの利用へとつなげていきます。

○サービス提供事業所では、職員の研修の機会を増やすなど、関係機関と連携し、質の高いサービスの提供に努めます。

#### (4) 市民・事業者・行政との連携と協働

##### 【現状と課題】

介護保険制度や障害者総合支援法は、事業者と利用者間での契約関係により、サービス提供がされるようになっていきます。また、生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者からの相談に包括的に対応し、その自立に向けてアセスメントの実施、プランを作成し支援を行っています。

また、住民同士の支え合いは、地域における福祉活動を推進する原動力として期待されていることから、市や社会福祉協議会がその「交流の場」づくりに努めるとともに積極的に関わりをもち、それぞれの活動の幅が広がるような支援が必要です。

##### 【取り組み】

○これまでの地域福祉は、行政主導で進められてきましたが、行政だけでは多様な福祉ニーズに対応しきれない状況となっています。このため、市民、事業者、行政の協働によって地域福祉を推進します。

○市民やボランティア団体、自主的な活動をしている団体が相互につながりをもって、共通の目的、方向性を見出しながら地域における福祉活動を展開していくためには、市はそのパイプ役となり円滑な活動を積極的に推進します。

○社会福祉協議会や関係団体と連携・協力して地域での話し合いの場を開催するなどして、地域住民自らが身近な生活課題を地域の問題としてとらえ、積極的にかかわりを持ち「共に生き・助け合い、支えあう」という市民意識を醸成し、福祉の力を育てていくための地域の実情に応じた活動を推進します。

## 基本目標2 安心・充実した暮らしを支えるまち

テーマ

サービス  
充実

〈 基本方針 〉

- (1) 地域福祉活動の推進と支援
- (2) 適切な福祉サービスの提供と充実
- (3) ネットワーク体制による連携強化
- (4) 災害時の要援護者への支援体制づくり

### (1) 地域福祉活動の推進と支援

#### 【現状と課題】

福祉活動は拠点づくりなどを通じて、自治会・町内会やボランティア団体、NPO等の育成支援を図りながら住民と関係機関・団体が協働で取り組んでいます。

地域の福祉活動は、市民一人ひとりの役割に加えて、福祉活動を推進する関係団体の役割が重要であり、その活動への支援のほか各団体間の情報共有や活動の調整等が必要です。こうした市民、地域、事業者等と行政等とが連携した福祉活動の推進が求められています。

#### 【取り組み】

- 関係機関・団体と連携し、地域の状況や福祉課題の情報の把握により、地域の福祉活動を推進します。
- 地域で生活するすべての人が地域福祉活動の担い手であるという考えから、自発的に参加する意識の啓発に努めます。
- 優れた地域活動や行事などの事例等を広報に掲載し、広く市民に知らせます。

## (2) 適切な福祉サービスの提供と充実

### 【現状と課題】

地域福祉の推進のために様々な福祉サービスが進められていますが、必要な人へ正確に情報が伝わりにくい、利用しにくい状況があります。また様々な福祉課題を抱える方（世帯）であっても、制度の狭間にあり、公的なサービスだけでは対応できないこともあります。

これまで以上に、多様なニーズに対応できる新たな福祉サービスの開発や提供体制の充実が求められています。

### 【取り組み】

- 関係機関・団体と連携し、地域の福祉課題や要援護者等の情報を把握して、適切な福祉サービスを提供します。
- サービスを利用するなかで問題が生じた場合、利用者が事業者と対等の立場で苦情や要望が言える環境を整備し、利用者の苦情への適切な対応を図ります。
- 関係機関・団体と連携し、地域の福祉ニーズに対応できる新たな福祉サービスの開発に取り組みます。

### (3) ネットワーク体制による連携強化

#### 【現状と課題】

地域福祉の向上を図るために、行政や社会福祉協議会をはじめ、自治会・町内会などの住民組織、事業者等が活動していますが、情報共有やそれぞれの活動内容に対する理解が不足するなど、連携が十分でない状況です。

同じような活動を行う関係機関・団体の情報共有と連携を強化し、地域特性に対応したネットワーク体制の構築が必要です。

#### 【取り組み】

- 関係機関・団体と連携を強化し、包括的なネットワーク体制の構築を推進します。
- 地域において市民と事業者が一体的に子どもや高齢者、障がいのある人等の見守り組織づくりを促進し、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まいや日常生活の支援が包括的に提供されるシステムの確立に向けて取り組みます。
- 生活困窮者の情報を共有化するため新庄市生活困窮者自立支援庁内会議を強化し、自立した生活が送れるよう支える庁内ネットワーク体制を確立します。

#### (4) 災害時の要援護者への支援体制づくり

##### 【現状と課題】

大規模災害において被害を予防・軽減するには、自らが自らを守る「自助」、地域住民相互による「共助」、市、消防等公共機関による救助・支援などの「公助」が有機的に行われることが重要です。

しかしながら、当地域は幸運にも大きな災害の発生が少なく、住民も災害に対する意識が決して高いとは言えない状況です。常日頃から「万が一、もしかして」に備える意識作りが必要です。

##### 【取り組み】

###### ○災害時要援護者情報の把握方法

市では災害時に自力で避難が困難もしくは避難に相当の時間を要する在宅の高齢者及び障がい者を「災害時要援護者」の対象者としています。(※1)対象者の範囲において、成人福祉課が所管する下記の情報を基に「災害時要援護者登録」の対象者とします。登録の趣旨を理解いただいた方々から申請書を頂き「災害時要援護者台帳（新庄市災害時要援護者避難支援プラン（個別計画）」に登録します。

- ・障がい者（身体、知的）に対する手帳等の交付台帳
- ・介護保健サービスに係る介護認定状況
- ・高齢者基礎調査による1人暮らし等の高齢者世帯台帳
- ・民生委員により得られる情報

- (※1) ◇高齢者
- 1) 寝たきりの高齢者や認知症の高齢者（介護保険における要介護3から5までの認定者）
  - 2) 75歳以上の1人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯
  - 3) 虚弱等で日中独居の高齢者等上記以外の高齢者

###### ◇身体障がい者・知的障がい者

- 1) 身体障がい者で重度（1級または2級）の方
- 2) 知的障がいのある方で療育手帳A判定の方
- 3) その他、障がいにより自力で避難が困難な方

###### ○災害時要援護者情報の共有について

災害時要援護者に関する情報は、本人の同意した関係機関等との共有に限定します。ただし、個人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるときは、必要な関係機関に情報を提供し、支援対策を講じます。

○避難支援者

市は、町内会組織や自主防災組織、消防団、福祉関係者等と連携し、個々の災害時要援護者に対応する避難支援者を明確化することとします。

※ 要援護者

要援護者とは、災害から自らを守るための一連の行動（情報の受信・理解・判断、行動等）をとるのに際して、何らかのハンディキャップを有するため他者の援護を必要とする人々。

具体的な要援護者としては、高齢者・身体障がい者・知的障がい者。乳幼児・児童・妊産婦・外国人（日本語理解が十分でない者）・その他支援が必要と認められる者（地域の地理に不案内な旅行者等）

## 基本目標3 市民活動が盛んなまち

テーマ

### 基盤整備

〈基本方針〉

- (1) 市民が活動しやすい環境づくり
- (2) 地域における交流の場づくり
- (3) 地域住民との連携と協働
- (4) 福祉事業者との連携と協働

#### (1) 市民が活動しやすい環境づくり

##### 【現状と課題】

地域福祉活動を推進するためには、行政、事業所等による制度化されたサービスの充実も大切ですが、市民の自発的な活動も重要です。近年、各町内では社会貢献活動への関心が高まっており、社会福祉協議会に登録しているボランティアも相当数となっていることから、現在、登録しているボランティアを地域の様々な市民活動などにいかに結びつけていくかが求められています。

また、今後の地域活動をより充実した活動とするためには、NPOやボランティア活動に対する理解をより深めるとともに、地域福祉活動を担う様々な人材を育成する必要があります。

##### 【取り組み】

- 高齢者や障がいのある人への支援のきっかけとなるような民生委員・児童委員や健康福祉推進員の研修会等の事業をこれまで以上に推進するとともに、ボランティア登録者等のニーズを把握し、登録者自身が自分に合った活動を選択できる機会の提供に努めます。
- 高齢者や障がいのある人もサービスの受け手としてだけでなく、地域における福祉活動の担い手としての活動の場を広げ、ボランティア活動への参加を促進します。
- 活動者の資質向上へ向けて研修内容の充実に努めるとともに、活動の核となる人材の育成に努めます。
- ボランティア活動に取り組んでいる方々や学校関係者と連携を図り、学生のボランティア活動を支援します。

## (2) 地域における交流の場づくり

### 【現状と課題】

日常生活に不安を抱いている一人暮らし高齢者及び高齢者夫婦世帯が増加している中、地域の中に交流の場がないために、気心の知れた仲間がつかれず、家の中に閉じこもりがちになってしまうことが少なくありません。

家の中に閉じこもりがちになると精神的にも肉体的にも弱ってしまい、要介護状態になりやすくなるという悪循環をもたらすことにもなります。

地域内でのつながりについては、必要性は感じているものの、年々関係が薄れてきているのが現状です。

障がいのある人の社会参加促進のため、スポーツ教室や文化芸術活動について、障がい福祉団体に業務委託しておりますが、このような活動の場の拡充が求められています。

さらに、子育ての不安を解消するために、子育て中の親と子が地域の人々と普段から気軽にふれあえる場や友達づくりの場、子どもへの関わり方を学ぶ場が求められています。

### 【取り組み】

○高齢者が家の中に閉じこもることなく、地域の人々とのつながりの中で、いつまでも楽しみと生きがいを持ち、元気に暮らせるようにするための場や機会づくりを推進します。また、障がいのある人の社会参加を一層推進するために、スポーツ教室、文化芸術活動に関する事業を継続して実施していきます。

○いつまでも健康で介護を必要とせずに、住み慣れた地域で自立して生活できるようにするために、保健師による健康教室(出前講座)で支援します。

○地域公民館などを活用した活動拠点の整備について支援していきます。

○乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・助言、情報の提供その他の支援を行います。

### (3) 地域住民との連携と協働

#### 【現状と課題】

一人ひとりが地域の一員であることを自覚し、周囲の人々や地域のために気軽に地域貢献活動ができるように、地域全体で活動に取り組みやすい環境づくりが求められています。

地域住民との連携が弱まり、核家族化などの背景から隣り近所との付き合いが少なく孤立しがちになり、親の育児への不安感、負担感は増大しています。地域、学校、関係機関が連携し、地域ぐるみで子育てを支えていく必要があります。

#### 【取り組み】

○地域では、社会福祉協議会、自治会・町内会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO団体との連携を図り、高齢者や障がい者に対する地域の見守り・支援体制づくりを推進します。また、問題が発生した場合には関係者に円滑に情報が伝わり、協力できる体制づくりについて、地域住民との協働のもとに検討します。

○民生委員・児童委員が地域住民に信頼され、活動しやすい環境を用意するため、地域において民児協活動への理解と協力の体制を整備します。

○地域福祉への関心や理解が深められるように、また、健康寿命の延伸のため地域において様々な講座等を開催し、研修機会の充実を図ります。  
(出前講座等)

○学校関係者や関係機関と連携・協力し、地域ぐるみで「声がけ」・「見守り」運動を推進します。

#### (4) 福祉事業者との連携と協働

##### 【現状と課題】

各地域の団体や福祉事業者、関係機関が連携し、協働して効果的に成果を発揮することができるようにネットワークの強化が求められています。

また、福祉事業者には福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、人材の育成、事業内容やサービス内容の正確な情報提供などが求められています。

##### 【取り組み】

- 地域住民、ボランティアやNPO、社会福祉法人などが行う社会貢献活動を支援していきます。
- 福祉サービスへの参入を促進するため、国、県、市が進める福祉施策やサービスの利用状況などに関する情報提供を行います。
- 福祉施設・事業所は、地域の一員として、地域行事への参加や施設の開放など地域と積極的に関わるとともに、施設が持つ人材や専門性を活かした相談活動を行うなど、地域住民との連携と協働に努めます。

# 新庄市地域福祉活動計画



# 地域福祉活動計画

## (社会福祉協議会の取り組み)

### 1. 計画の策定の趣旨

社会福祉協議会は、平成25年度から「絆 つながり 支えあう やさしさあふれるまち 新庄」を基本理念として、第2期地域福祉活動計画を策定し、地域福祉の推進に努めてまいりましたが、前計画期間の中で、生活困窮者自立支援法、介護保険法の改正、子ども・子育て支援新制度などが施行され、福祉の制度・サービスは、新たな転換期を迎えています。

また、急速な少子高齢化の進展、核家族化や高齢者世帯の増加など、家族構成は大きく変化し、個人の生活意識も多様化しています。さらに、生活困窮・社会的孤立といった既存の制度だけでは十分に対応できない課題も生じています。誰もが「住み慣れた地域で安心して暮らす」ための新たな地域支えあいの仕組みづくりを実現していくために、住民、行政、社会福祉協議会、福祉関係団体、NPOなどが、これまで以上に連携し、地域福祉活動を展開していくことが求められています。このたび、「安心して暮らせる 未来 たすけあいのまち 新庄」を基本理念に掲げ、第3期地域福祉活動計画を策定します。

### 2. 計画の性格と位置付け

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条の規定に基づき、社会福祉協議会が中心となって策定します。市民、ボランティア、福祉関係団体などが相互に協力し、地域福祉活動を推進するための活動・行動計画です。この計画は、住民参加を基に、ボランティア、NPOなどが自発的な活動を行いながら、互いに連携し、地域での組織化を具体的に進めていく「共助（住民活動）」の理念をより明確にし、活動の指針として策定するものです。この計画は、新庄市が策定する地域福祉計画（行政計画）とともに地域福祉の推進を目指すものであり、お互いに連携し、補い合う関係にあります。新庄市社会福祉協議会では、市民アンケート調査結果を基に、新庄市が策定する地域福祉計画と基本理念と基本目標を共有し、共に計画を策定しました。

### 3. 計画の期間

本計画は、新庄市が策定する新庄市地域福祉計画と連携を図るため、目標年次を新庄市地域福祉計画に合わせ、計画期間を平成28年度から平成32年度までの5ヵ年とします。

なお、変化する社会情勢や関連する他の計画と連携を図りながら計画を推進していきます。

## 1. 基本理念 **安心して 暮らせる 未来 たすけあいのまち 新庄**

新庄市民の誰もが、将来にわたって安心して生きがいのある生活を送ることができるように、一人ひとりの思いを受け止め、一人ひとりの思いをつなげ、新庄市の様々な担い手（自助、共助、公助）が互いに力を合わせ、生活課題を解決し、支え合う仕組みづくりを行っていきます。

## 2. 基本目標

新庄市と共に実施した市民アンケート調査を基に、以下3つの基本目標を定めました。計画を推進するにあたり、「新庄市地域福祉計画」と基本目標を共有し、計画の主役である市民の立場から、地域の実情に応じた実効性のある事業を展開していきます。

### **基本目標 1**

### **相談・サービスが利用しやすいまち**

～テーマ「広報啓発」～

#### (1) 現 状

##### 《前回の地域福祉活動計画を振り返って》

基本目標3「サービスが利用しやすい仕組みづくり」を掲げ、「見守り、相談機能の充実」を基本施策として、相談支援体制の整備に取り組んできましたが、相談窓口・福祉情報の提供先としての社会福祉協議会の認知度がまだまだ低い現状にあります。これまで以上に相談窓口の周知と情報提供の充実に努め、相談支援体制の整備を図っていく必要があります。

また、これまでの制度・サービスのみでは対応できない相談も出てきていることから、新庄市、各関係機関と情報共有しながら、より連携した相談対応が必要となっています。

##### 《市民アンケート調査から見たこと》

- 「社会福祉協議会」の名称は、回答数 464 件のうち 303 件が「知っている」と回答していますが、活動内容まで理解している人は 126 件にとどまり、社会福祉協議会の認知度が低い状況となっています。

- 「社会福祉協議会実施事業」の認知度は、回答数1,364件のうち、赤い羽根共同募金が326件と最も高く、次いで「老人福祉センター運営」が164件、「介護保険事業」が146件、「学童保育所」が143件となっています。社会福祉協議会が担う地域福祉の重要事業である「地域ふれあいサロン」は86件、「ボランティア活動の推進」は39件と低い状況となっています。
- 「福祉の情報を得る先」は、回答数1,038件のうち、社会福祉協議会は47件、社協だよりが94件と低い状況です。
- 「生活上の悩み・福祉サービスの相談先」としては、回答数1,043件のうち、社会福祉協議会が140件と低い状況となっています。

## (2) 課題

- ◆ 市民が困った時の相談窓口がわかりにくい。(相談内容が多様多様であるため、どこに相談したらよいかわかりにくい)
- ◆ 必要な福祉の情報が市民に十分に伝わっていない(制度やサービスがわかりにくい)
- ◆ 社会福祉協議会の役割や事業内容が市民に十分に理解されていない。
- ◆ 福祉の活動が身近な存在ではなく、一般の方が関わる機会が少ない。

## (3) 重点施策

<p>情報提供の充実</p>	<p>①社会福祉協議会の広報 ②福祉サービスのわかりやすい情報提供 ③福祉の情報を得る機会の充実</p>
<p>相談体制の充実</p>	<p>①相談対応の充実 ②相談支援のネットワーク強化 ③専門性の高い職員の育成</p>
<p>地域包括ケアシステムの推進</p>	<p>①住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みづくり ②関係機関・事業所等とのネットワーク強化 ③生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加</p>

※ 詳しくは「第3章 具体的な活動方針」をご覧ください

## 基本目標 2

## 安心・充実した暮らしを支えるまち

### ～テーマ「サービス充実」～

#### (1) 現 状

##### 《前回の地域福祉活動計画を振り返って》

基本目標3「サービスが利用しやすい仕組みづくり」を掲げ、「見守り、相談機能の充実」「権利擁護の充実」を基本施策としてサービスの充実に取り組んできましたが、既存の制度・サービスのみでは十分に対応できない相談が増えており、「制度の狭間」に対応する新たなサービスの開発が必要とされています。また、新庄市が実施する「災害時の要援護者への支援体制づくり」について、要援護者の情報共有等、連携し、災害ボランティアセンター運営マニュアルの整備・災害時に活躍するボランティアの育成に取り組んでいく必要があります。

##### 《市民アンケート調査から見たこと》

- 「社会福祉協議会が特に力を入れて取り組んでいくべきこと」は、回答数467件のうち、「高齢者・障がい者を支援する取り組み」が200件と最も高く、次いで「子育てを支援する取り組み」が78件、「地域のネットワークづくり」が67件となっています。
- 「地域で生活するうえで特に大切だと思うこと」について
  - ・ 高齢者は、回答数1,324件のうち「心と体の健康」が258件と最も高く、次いで「生きがい」が168件、「介護等福祉サービス」が168件です。
  - ・ 障がい者は、回答数1,217件のうち「住民の協力や理解」が177件と最も高く、次いで「就労支援・グループホーム」が163件、「心と体の健康」が146件です。
  - ・ 子育ては、回答数1,220件のうち「企業や職場の理解支援」が207件と最も多く、次いで「保育施設の充実」が164件、「遊び場の確保」が161件、「経済的支援」が161件です。
- 「ボランティアが必要なこと」は、回答数209件のうち「除雪」が114件と圧倒的に高く、「高齢者見守り」が17件、「環境整備」が10件、「子ども見守り」が9件となっています。

#### (2) 課 題

- ◆ 地域の様々な生活課題に対応できるサービスの開発や仕組みづくりが必要である。
- ◆ 市民の除雪に対する苦労や不安が大きく、除雪を支援する仕組みづくりが必要である。
- ◆ 現行制度では対応が不十分な「制度の狭間」の問題に対応できる相談機能の充実が必要である。

### (3) 重点施策

福祉サービスの充実	①在宅福祉の充実 ②現行サービスの改善・利便性の向上 ③新たな福祉サービスの開発
権利擁護の充実	①日常生活自立支援事業の普及啓発 ②成年後見制度の普及啓発 ③高齢者虐待の防止
除雪支援の充実	①除雪に対する不安の軽減 ②除雪ボランティアの普及啓発 ③除雪支援の新たな仕組みづくり
災害時支援体制の充実	①新庄市災害時要援護者避難支援プランとの連携 ②災害ボランティアセンターの運営に向けた整備 ③災害ボランティアの育成

※ 詳しくは「第3章 具体的な活動方針」をご覧ください

## 基本目標3

## 市民活動が盛んなまち

～テーマ「基盤整備」～

### (1) 現 状

#### 《前回の地域福祉活動計画を振り返って》

基本目標4「地域福祉活動の基盤づくり」を掲げ、「事業推進のための自主財源の確保」を基本施策として基盤強化に努めてきましたが、会費・赤い羽根共同募金に対する理解が低い現状です。事業に対する市民の理解、財源確保に向けた関係機関への働きかけを強化していく必要があります。基本目標2「地域社会を支える環境づくり」を掲げ、「ボランティア活動の充実」を基本施策として取り組んできましたが、活動場所等の情報提供が不十分であるため、わかりやすい情報提供を行い、ボランティアの育成を強化していく必要があります。

#### 《市民アンケート調査から見てきたこと》

- 近所付き合いで「手助けしてほしいこと」は、回答数717件のうち「除雪」が203件と最も多く、次いで「病気など緊急時の手助け」が177件、「相談や話し相手」が147件、「子どもの預かり、外遊びの見守り」が62件、「介護」が41件となっています。

- 「ボランティア活動経験」は、回答数 456 件のうち「現在活動している人」が 52 件と低い状況ですが、「以前はあるが現在はない人」が 169 件であり、活動推進の余地があります。  
また、「ボランティア活動に参加しない理由」は、回答数 297 件のうち、「参加するきっかけがない人」が 60 件、「参加したいがどうしたらよいかわからない人」が 16 件、「身近な所に活動場所がない人」が 15 件であり、活動場所などの情報提供が必要な状況です。
- 「障がい者との関わり」は、回答数 433 件のうち、「ほとんど関わりがない」が 221 件と最も多く、「家族・親族として」が 98 件、「職場として」が 51 件となっています。しかし、「近所として」が 23 件、「友人として」も 23 件と少なく、地域での関わりが低い状況です。

## (2) 課 題

- ◆ 高齢者・障がい者世帯等を地域の身近な所で相談支援できる仕組みづくりが必要である。
- ◆ ボランティア活動の情報提供を充実させ、活動参加へのきっかけ作りが必要である。
- ◆ 障がい者など、支援が必要な人との地域での関わりが低いため、市民の福祉意識の向上が必要である。

## (3) 重点施策

ボランティア活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>①ボランティア情報の充実</li> <li>②コーディネート機能の強化</li> <li>③ボランティアの育成</li> </ul>
福祉を担う人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>①地域での支え合い意識の向上</li> <li>②福祉を学ぶ機会の充実</li> <li>③福祉を担う専門的人材の育成</li> </ul>
気軽に集える場の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>①住民が気軽に集える場づくり</li> <li>②福祉課題が共有できる場づくり</li> <li>③介護予防・いきがいの場づくり</li> </ul>
社会福祉協議会の基盤強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>①事業推進の自主財源確保</li> <li>②組織体制の充実・強化</li> <li>③市民の地域福祉への理解を高める</li> </ul>

※ 詳しくは「第3章 具体的な活動方針」をご覧ください

## 基本目標 1 相談・サービスが利用しやすいまち

### ■今後の方針

#### (1) 情報提供の充実 ～福祉情報を身近に～

- ① 地域に根差した社会福祉協議会を目指し、社会福祉協議会の福祉活動や各事業がわかりやすく伝わるよう、社協だより、ホームページを改善していきます。また、広報しんじょう、その他広報を積極的に活用し、役に立つ福祉情報を随時提供していきます。
- ② 支援を必要としている人に、適切な福祉制度やサービスの情報が伝わるよう、社会福祉協議会をはじめ、他の関係機関や事業所が提供するサービスについてもわかりやすく情報を提供していきます。
- ③ 様々な研修会や福祉イベント等を開催し、市民が福祉情報を得られる機会を増やしていくなど、広報活動を強化していきます。

#### (2) 相談体制の充実 ～気軽に相談できる仕組みづくり～

- ① 相談窓口や訪問相談を充実させ、気軽に相談できる支援体制を強化していきます。
- ② 関係機関・団体や民生委員・児童委員と連携し、地域の福祉課題や要援護者等の情報を把握し、適切な福祉サービスに繋げていきます。迅速な相談対応、問題の早期発見に繋がるよう相談支援のネットワークを強化していきます。
- ③ 複合的な問題や既存の制度・サービスでは対応が不十分な「制度の狭間」にある相談に総合的に対応できる、専門性の高い職員を育成していきます。

#### (3) 地域包括ケアシステムの推進 ～住み慣れた地域で安心して暮らす～

- ① 自立支援型の地域ケア会議を開催し、個別事例検討の蓄積により地域支援ネットワークの構築や自立支援に資するケアマネジメント支援を推進します。また、そこから見えてくる「地域課題」を明確化し、地域づくり・社会資源の開発に努めていきます。
- ② 疾病を抱え、介護が必要になっても、住み慣れた生活の場でいつまでも安心して暮らせるよう、保健・医療・介護等の関係機関の連携を強化し、在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築していきます。

- ③ 今後実施される「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」において、地域の多様な人材による、多様な介護予防・生活支援サービスが提供されるよう、地域の支え合い体制づくりを推進します。また、高齢者の社会参加を推進し、いきがいや介護予防を促進していきます。

## 基本目標2 安心・充実した暮らしを支えるまち

### ■今後の方針

#### (1) 福祉サービスの充実 ～安心して暮らせるために～

- ① 社会福祉協議会の組織特性を活かした在宅福祉の向上に努めます。訪問介護事業においては、長年の豊富な経験と専門性を活かし、在宅介護における利用者のニーズに応じたサービスを提供していきます。介護支援事業においては、困難事例への対応や地域資源を積極的に活用した総合的なケアマネジメントを実施していきます。また、充実した学童保育所の運営により、共働き世帯の子育てを支援していきます。
- ② 現行の福祉サービスの見直しを行い、改善を図り、利便性の向上に努めます。
- ③ 関係機関と連携し、地域の福祉ニーズに対応した新たなサービスの開発に努めます。

#### (2) 権利擁護の充実 ～権利を守る専門的支援～

- ① 判断能力が低下した高齢者・障がい者の権利擁護を目的とした日常生活自立支援事業の普及啓発を図っていきます。また、複合的な課題を抱えた事例が増えているため、関係機関との連携、担当職員の実践力強化を行っていきます。
- ② 成年後見制度の利用が円滑に進むよう、関係機関、専門職、技能職団体と申立てや受任について連携します。親族が受任困難な場合に、弁護士・司法書士等の第三者後見人への需要が高まってきていることから、法人後見の実施に向けた体制整備を行っていきます。
- ③ 新庄市と共に、高齢者虐待や障がい者虐待の対応に向けた相談支援体制を整備していきます。また、地域での見守り体制や虐待防止の研修会の開催や広報啓発をとおして虐待防止ネットワークを構築していきます。

### (3) 除雪支援の充実      ～冬を安心して過ごすために～

- ① 市民の除雪に対する苦労や不安を解消するため、除雪に関する相談に対応し、新庄市と連携し、除雪が困難な世帯の把握に努めます。
- ② 除雪ボランティアの普及啓発を行い、研修会等の開催を通して、除雪ボランティアの育成を強化していきます。
- ③ 新庄市と連携し、除雪を支援する新たな仕組みづくりに努めます。

### (4) 災害時支援体制の充実      ～災害時に備える体制づくり～

- ① 新庄市と高齢者・障がい者世帯などの災害時要援護者についての情報共有に努めます。
- ② 災害ボランティアセンター運営マニュアルを見直し、同センターの設置・運営に向けた体制を整備していきます。また、同センター設置・運営に関する研修会などに積極的に参加し、職員の実践力強化を図っていきます。
- ③ 災害時に活躍する災害ボランティアを育成するため、ボランティア養成講座などを開催し、ボランティア育成に取り組みます。

## 基本目標 3      市民活動が盛んなまち

### ■今後の方針

#### (1) ボランティア活動の充実      ～気軽に参加できる地域活動～

- ① ボランティア活動に興味がある人・参加するきっかけが無い人が、気軽に活動に参加できるよう、活動場所や実践状況などをわかりやすく情報提供していきます。
- ② ボランティア活動を希望する人が、活動に結びつくよう、ボランティアニーズの把握に努め、コーディネート機能の強化を図っていきます。
- ③ ボランティア初心者向けの研修会を開催し、ボランティアの育成に取り組みます。

## (2) 福祉を担う人材の育成

### ～たすけあい・思いやりの心を育む～

- ① 福祉の出前講座や研修会等を開催し、市民の福祉に対する理解と支援を必要としている人への地域での見守り、住民同士の支え合い意識の向上を図っていきます。
- ② 小中学校等が実施している児童・生徒を対象とした福祉に関する学習を支援し、福祉の心を育てていきます。特に障がい者との地域での関わりが少ないことから、偏見や差別を防止し、障がい者への理解を深めていきます。また、学生ボランティアや赤い羽根共同募金活動をこれまで以上に推進していきます。
- ③ 社会福祉士や介護福祉士、介護従事者養成研修の実習生を積極的に受け入れ、将来の福祉を担う専門的な人材を育成していきます。

## (3) 気軽に集える場の充実

### ～みんなが主役の居場所づくり～

- ① 身近な場所に集い、見守りや支え合い活動に繋がる「地域ふれあいサロン」の開催を支援し、交流の場づくりを推進していきます。サロンを普及させるため、地区代表者、福祉関係者と連携し、説明会を開催するなど、地域に出向いての広報活動を強化していきます。
- ② 地域の問題を把握するため、住民や福祉関係者等が集う場に参加し、気軽に相談しやすい地域づくりを推進していきます。
- ③ 老人福祉センターの運営を充実させていきます。各文化教室や介護予防体操等により、高齢者のいきがい・健康づくりを推進していきます。

#### (4) 社会福祉協議会の基盤強化

#### ～組織の強化・存在価値の向上～

- ① 各事業の運営と拡充のため、新庄市の補助金、山形県社会福祉協議会からの委託費などの公的財源を効率的に活用します。また、会費、赤い羽根共同募金、寄付金への御協力に対する広報啓発や介護保険事業の運営により自主財源の確保に取り組みます。
- ② 各職員が地域福祉の推進を担う社会福祉協議会の一員であることを改めて認識し、常に自己研鑽を心がけ、専門性を高めていきます。また、各部署がこれまで以上に一体的となって事業を推進できるよう、組織体制の整備を進めていきます。
- ③ 社会福祉協議会の事業や役割が増大する中で事業を展開していくためには、市民の地域福祉に対する理解と、会費、赤い羽根共同募金、寄付金などへ御協力が不可欠です。そのため、社会福祉協議会の使命・役割をこれまで以上に市民に周知していきます。



## 《地域福祉活動の様子》



### 基本目標 1 相談・サービスが利用しやすいまち



しんじょう社協だより



在宅での相談の様子



地域ケア会議

### 基本目標 2 安心・充実した暮らしを支えるまち



高齢者宅の除雪支援



学童保育所による子育て支援



災害ボランティア講座

### 基本目標 3 市民活動が盛んなまち



傾聴ボランティア講座

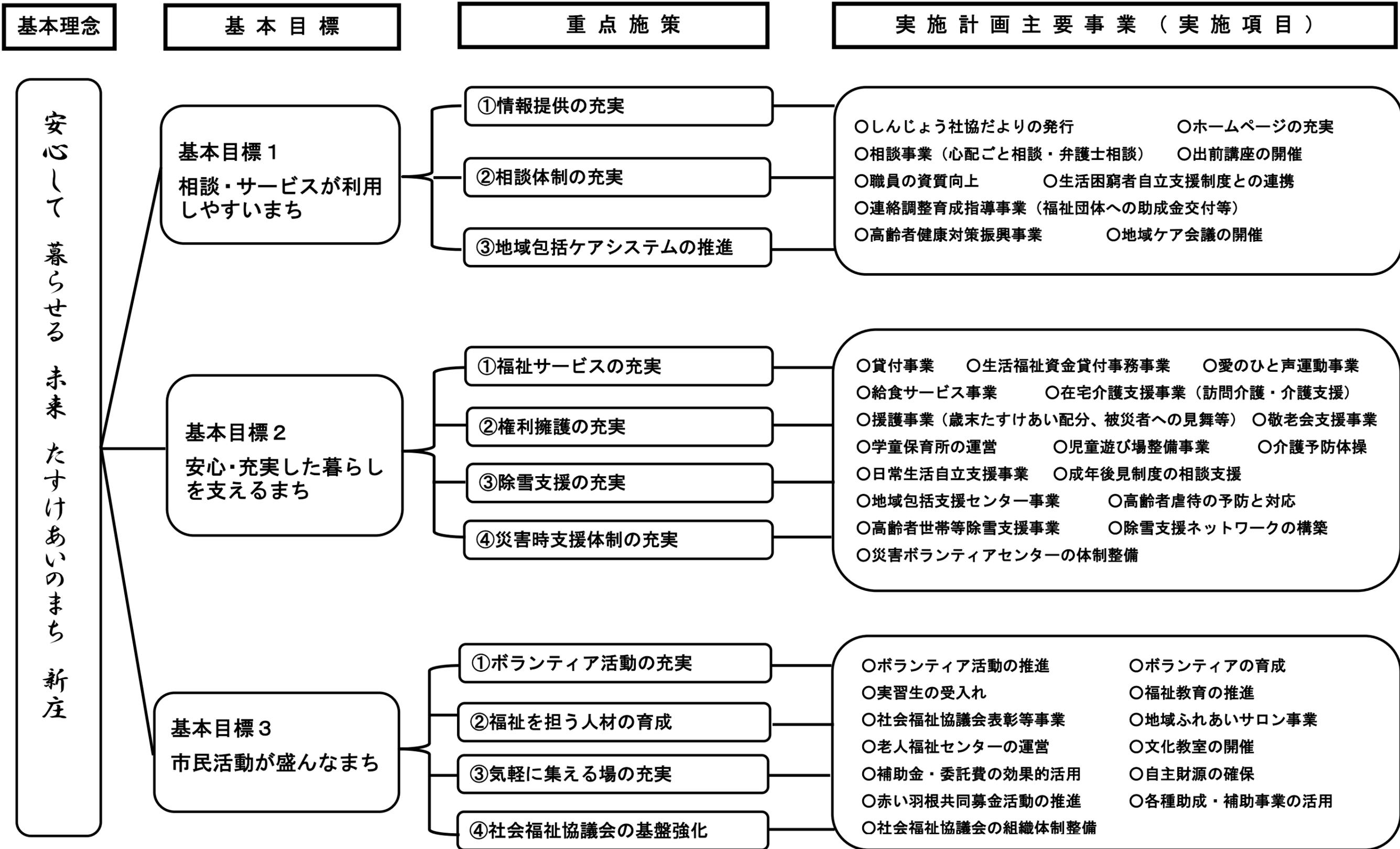


地域ふれあいサロン



赤い羽根共同募金活動

# ■ 計画の体系



# 資料編

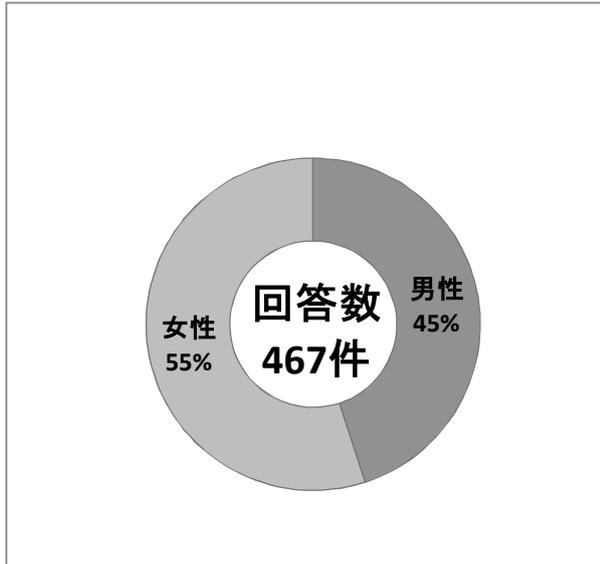
- |                |          |       |
|----------------|----------|-------|
| 1. 市民アンケート調査結果 | ・・・      | 46～62 |
| 2. 計画策定委員会設置要綱 | ・・・      | 63～64 |
| 3. 計画策定委員会委員名簿 | ・・・      | 65～68 |
| 4. 計画策定の経過     | ・・・・・・・・ | 69    |
| 5. 福祉のてびき      | ・・・・・・・・ | 70～78 |

# 1. 市民アンケート調査結果（P47～62）

## 「あなた自身」について

### 問1 性別

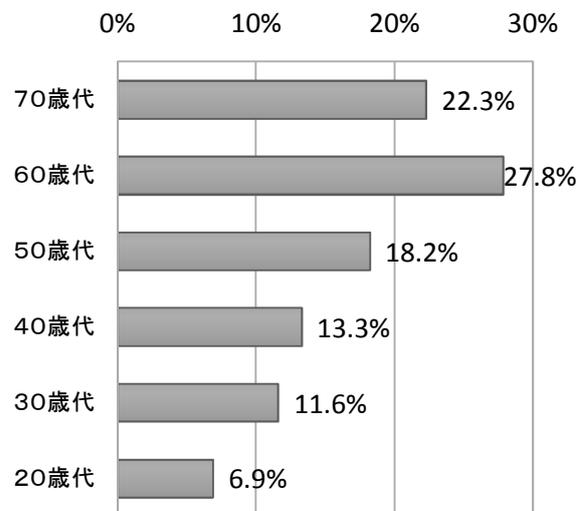
●女性の回答率は55%、男性は45%。



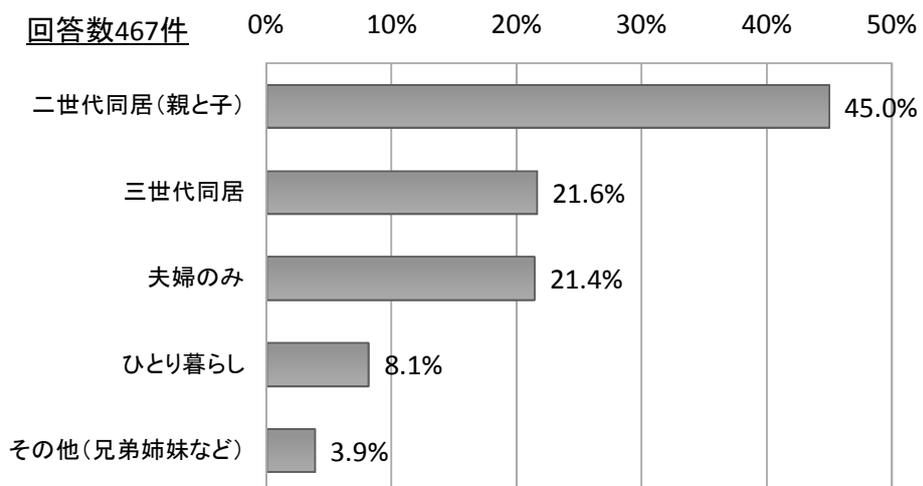
### 問2 年齢

●最も回答率が高いのが60代、低いのが20代。年代が高いほど福祉への関心度が

回答数467件

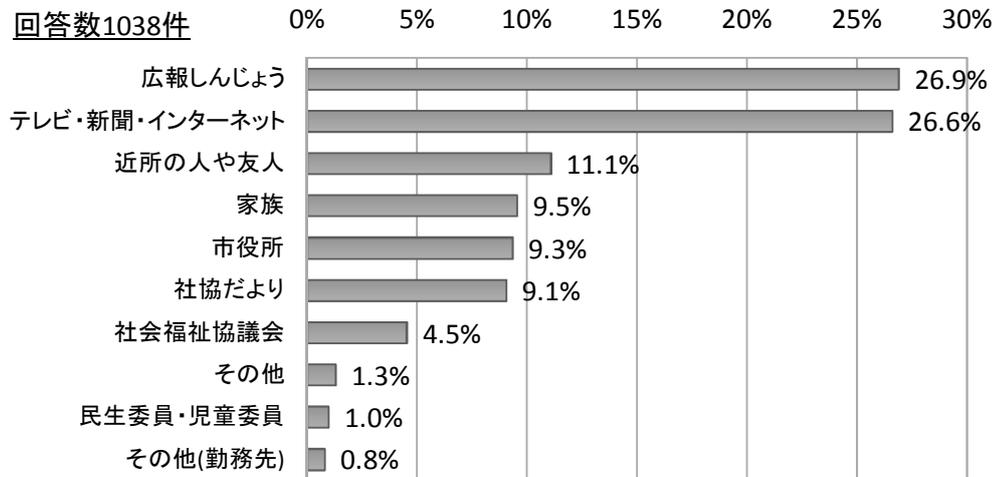


### 問3 家族構成

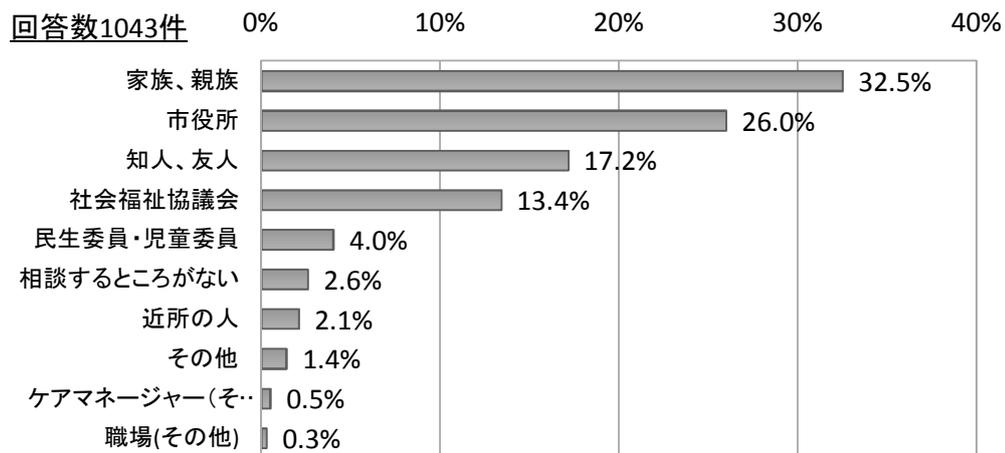


## 「福祉に対する考え」について

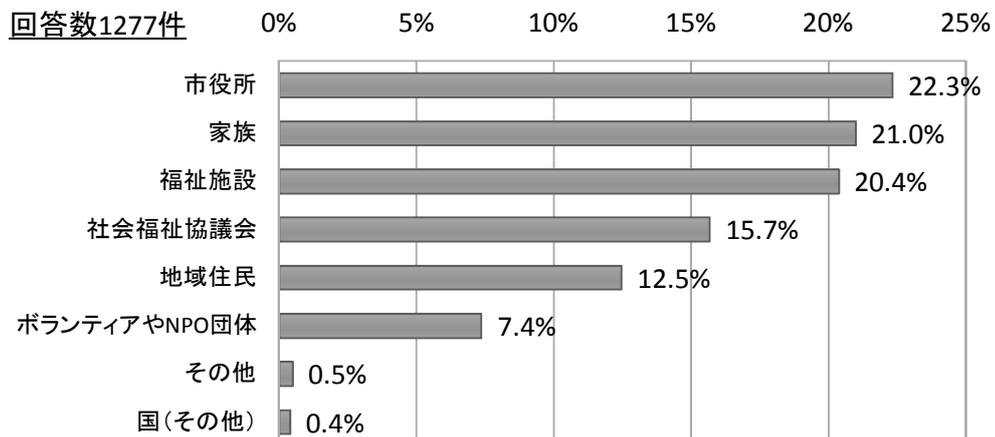
問4 あなたは“福祉の情報”を主にどこから得ていますか。(当てはまるものすべて回答)



問5 あなたは、生活上の悩みを抱えたり、福祉サービスが必要になった時、どこに相談

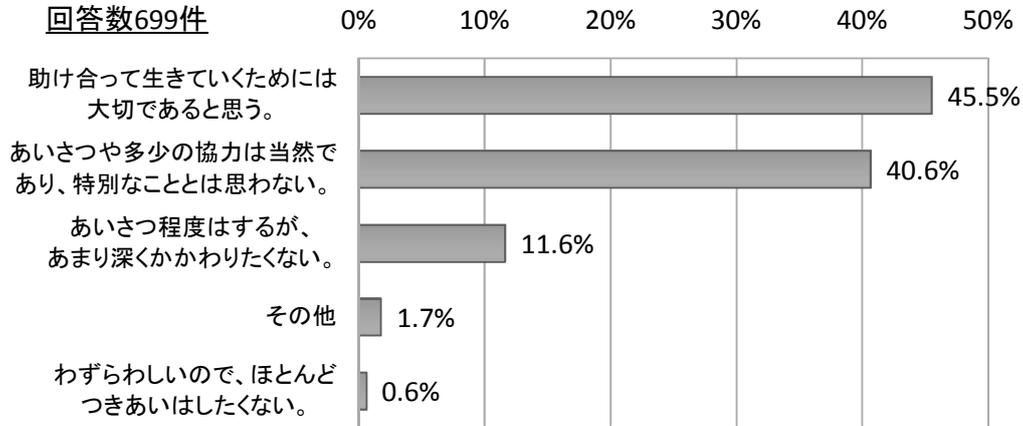


問6 あなたは「福祉」を支えていくのは誰(どこ)だと思いますか。

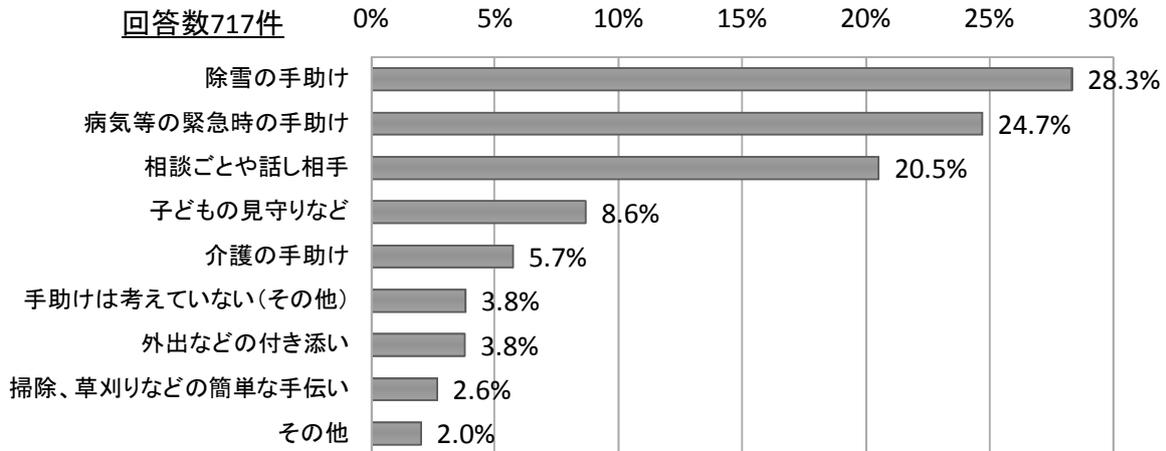


## 「地域活動に対する考え」について

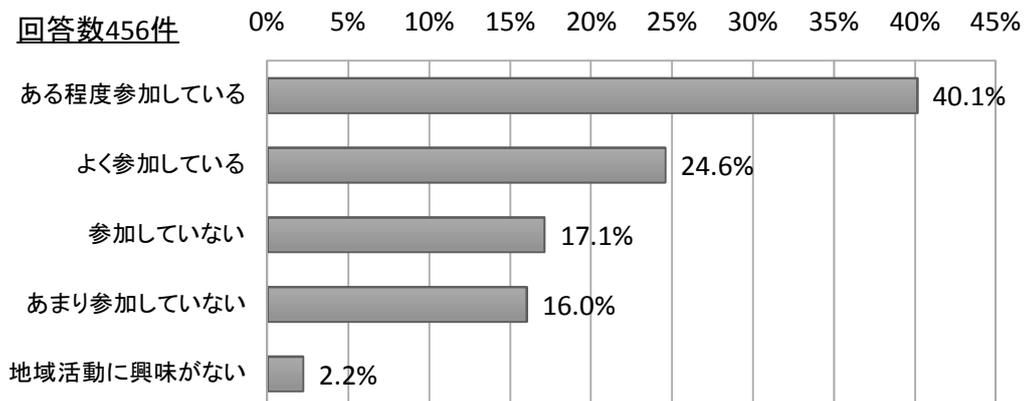
問7 あなたは「近所づきあい」についてどう思いますか。



問8 今後、近所づきあいの中で、「手助けをしてほしい」と思うことはありますか。

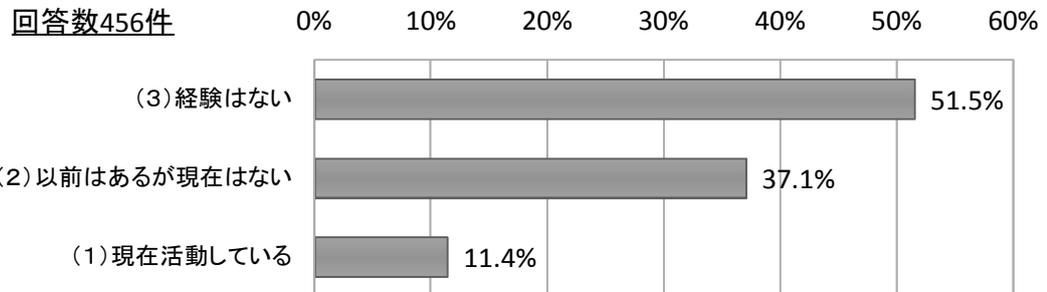


問9 あなたは、地域の行事や町内会・コミュニティ活動・子ども会などの「地域活動」に参加していますか。

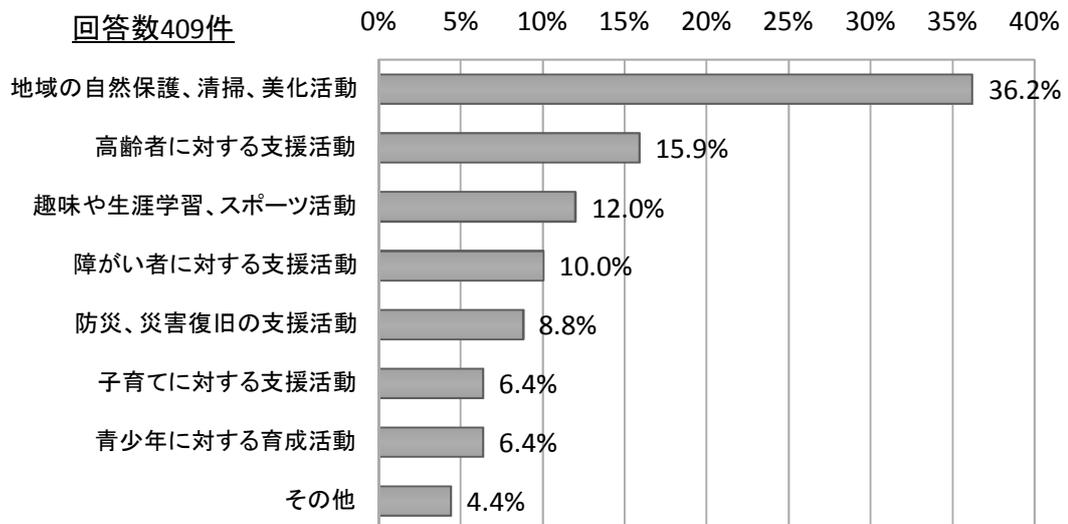


## 「ボランティア活動」について

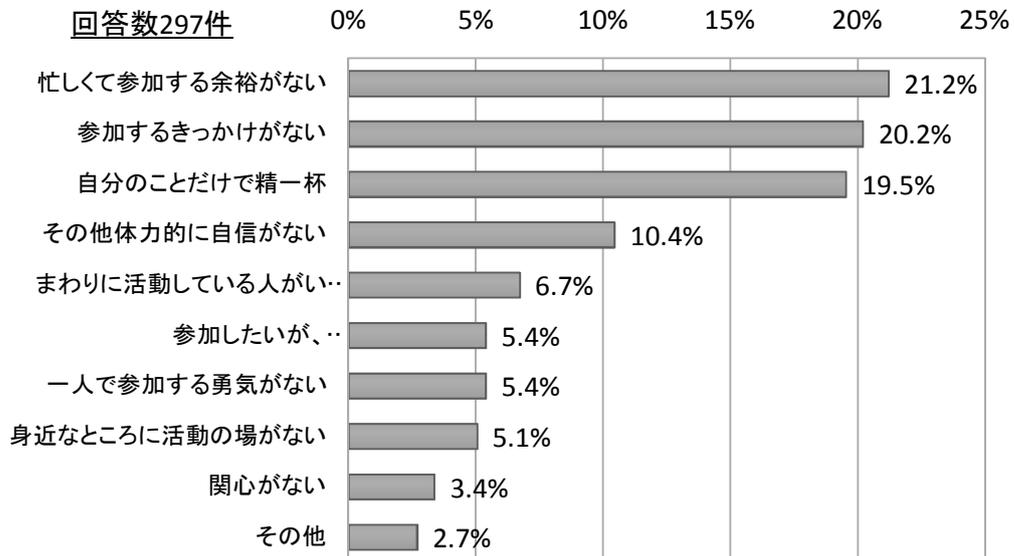
問10 あなたのボランティア活動経験についてお答えください。



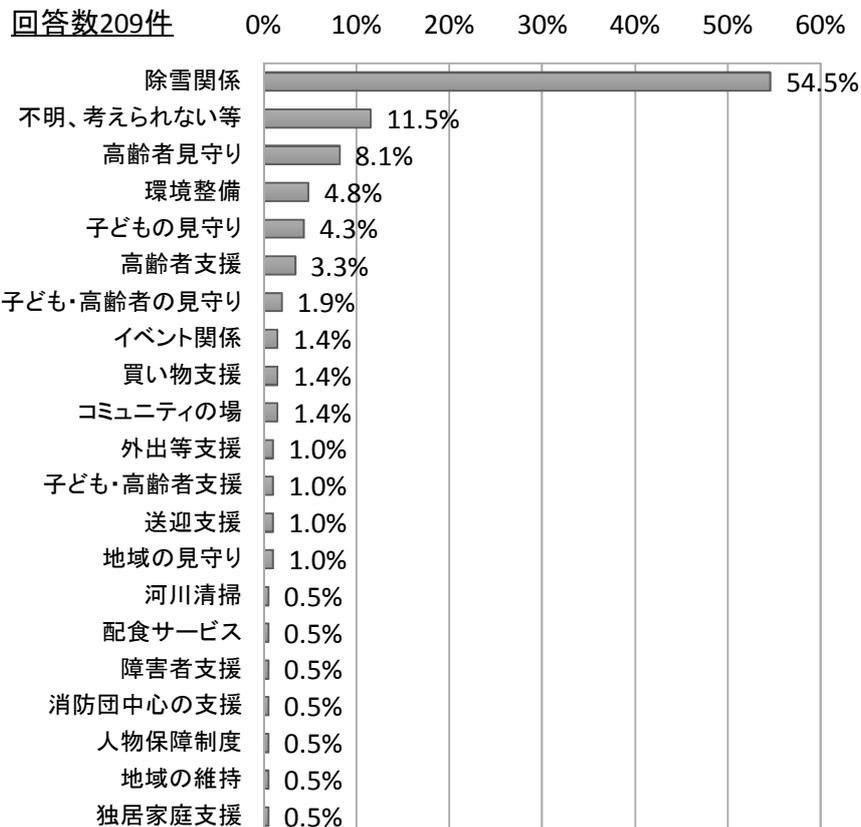
問11 問10で、(1)または(2)と答えた方にお聞きます。あなたが現在参加している、または過去に参加したことがあるボランティア活動についてお答えください。  
(当てはまるもの3つまで回答)



問12 問10で、(3)経験はないと答えた方にお聞きます。ボランティア活動に参加されない理由は何ですか。

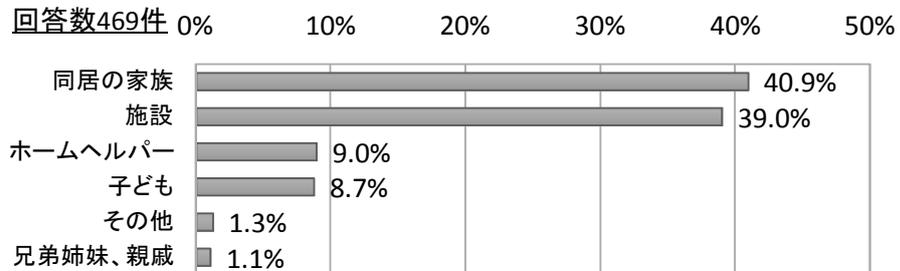


問13 お住まいの地域で、ボランティアが必要だと思われることはどんなことですか。(災害時のボランティア以外のことをご記入ください。)自由記載(※209名が回

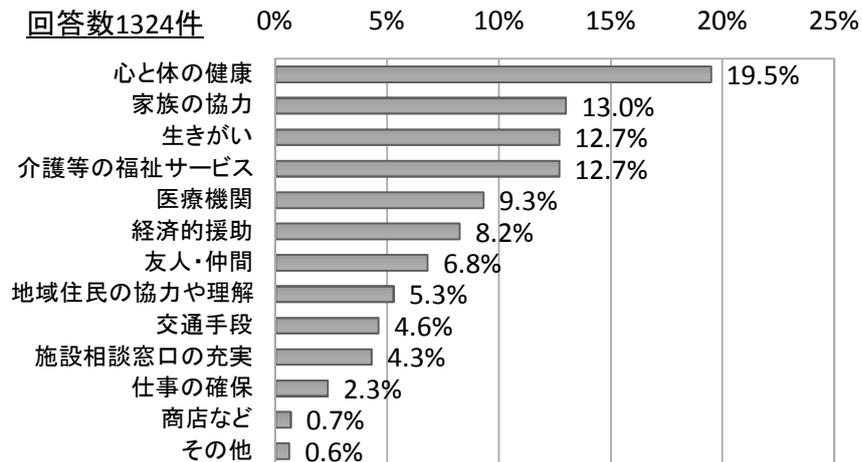


## 「高齢者」について

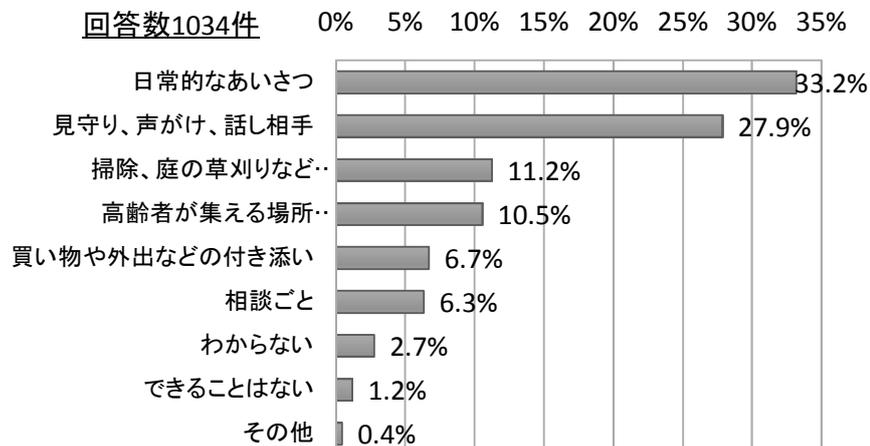
問14 あなたは、介護が必要になったとき、もっとも介護をしてもらいたいのは誰(どこ)で



問15 高齢者が地域で生活する上で、特に大切だと思うことは何ですか。(3つまで回答)

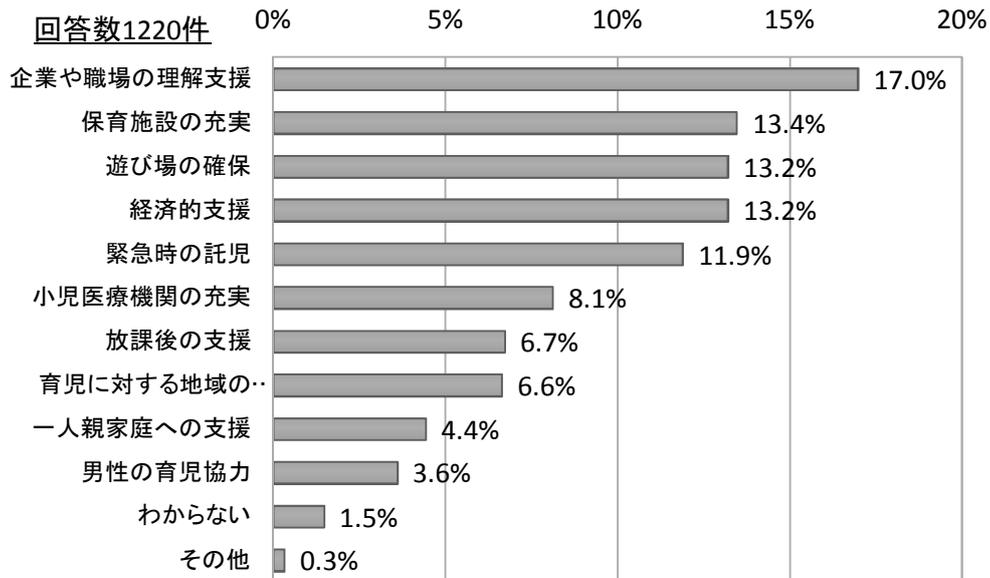


問16 次の項目の中で、高齢者が地域で安心して暮らせるように、あなたにできること



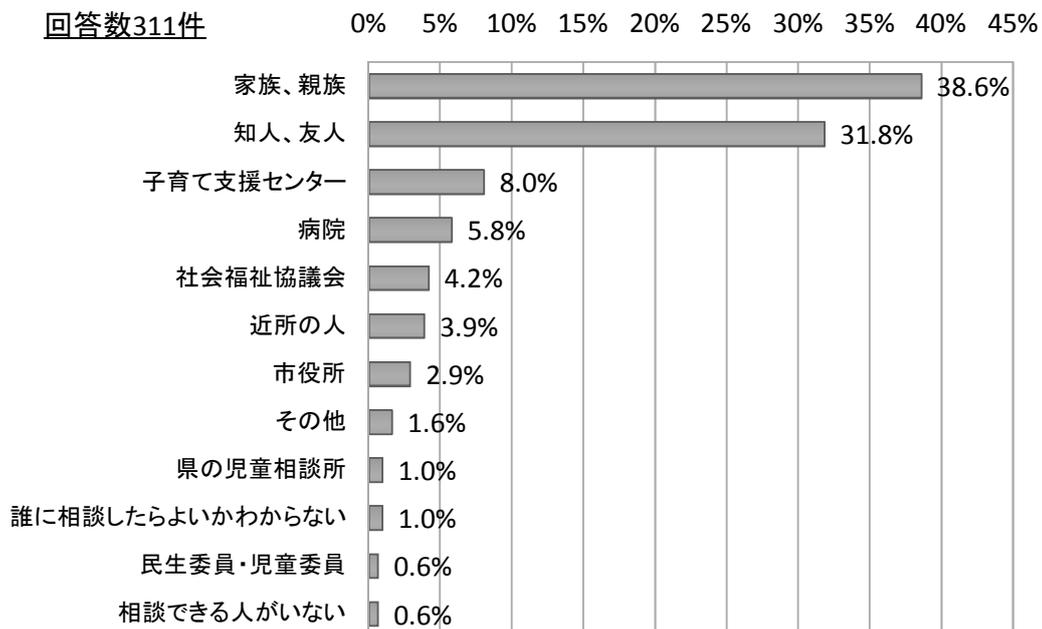
## 「子育て」について

問17 子育てがしやすい地域づくりのために、大切だと思うことは何ですか。  
(当てはまるもの3つまで回答)

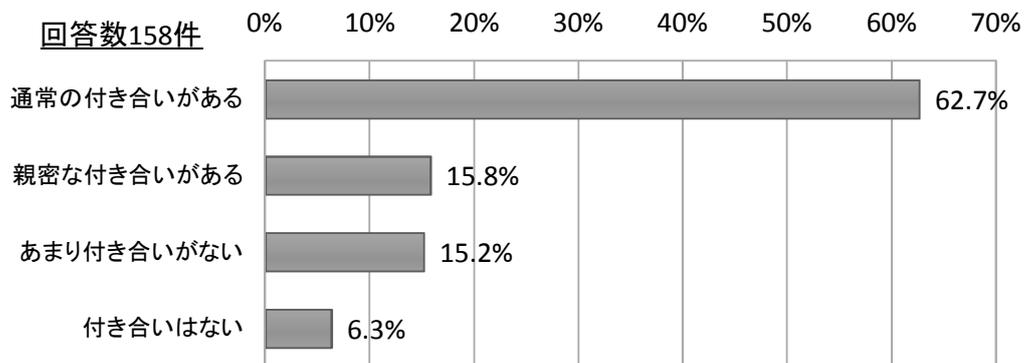


※問18から問20までは、現在子育て中の方にお聞きしています。

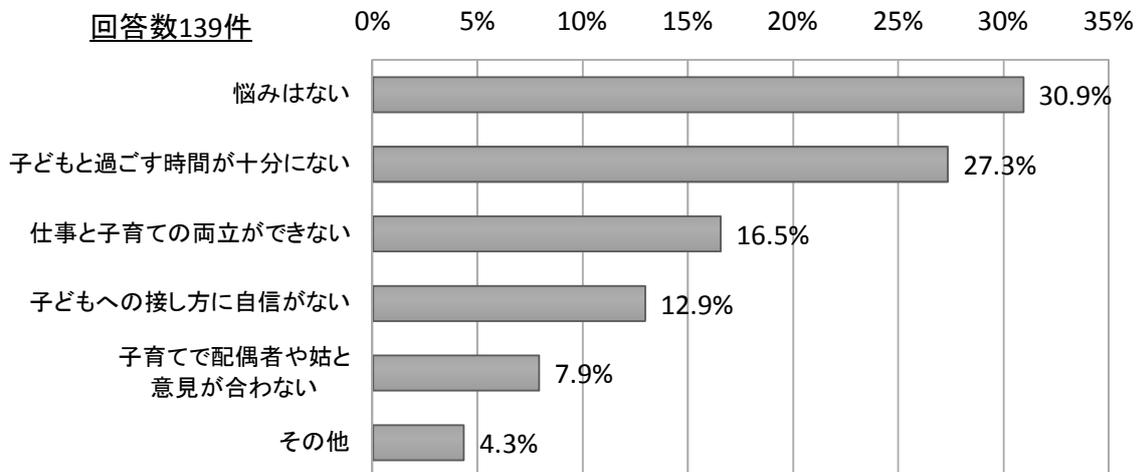
問18 あなたは、子育ての悩みや相談を誰(どこ)に相談しますか。  
(当てはまるものすべて回答)



問19 子どもを通じて保護者同士で近隣の方と付き合いはありますか。  
(当てはまるものすべて回答)

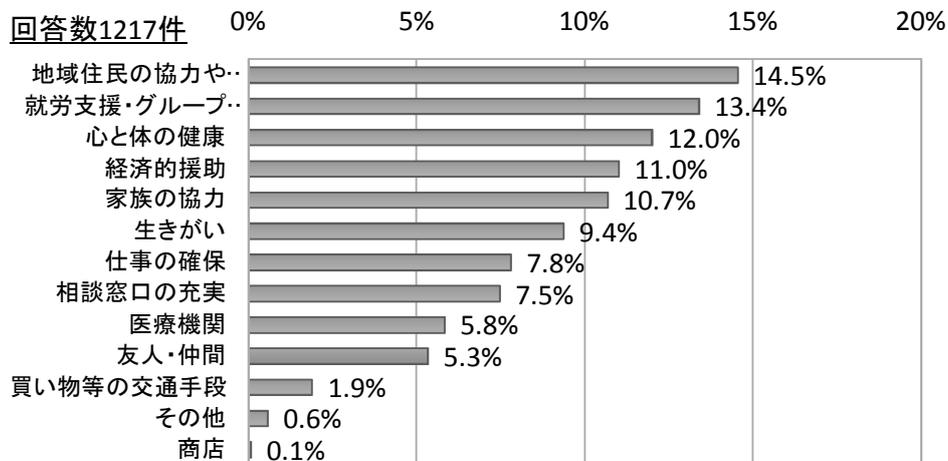


問20 あなたが子育てしていて、どんなことが一番の悩みですか。  
(当てはまるものすべて回答)

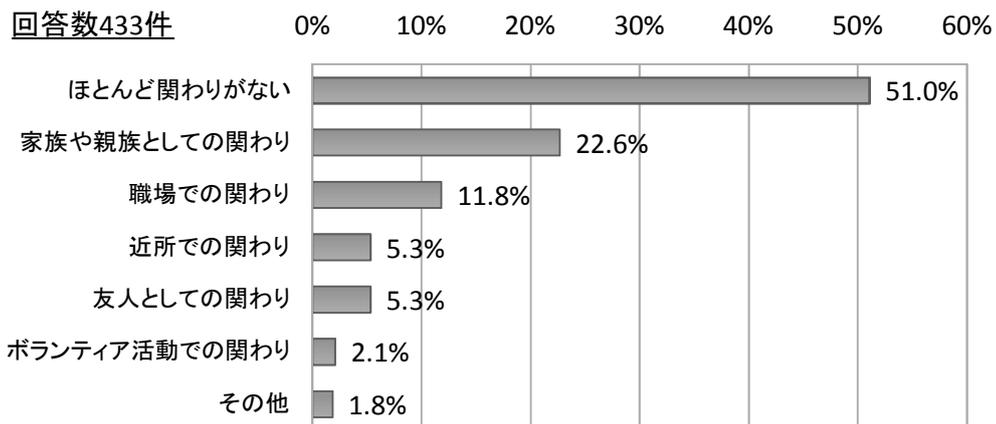


## 「障がい者」について

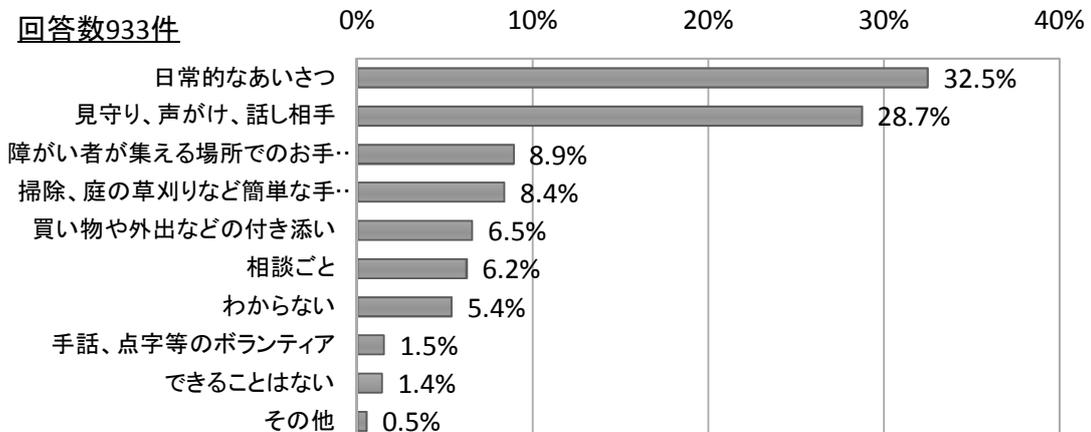
問21 「障がいを抱えた人」が地域で生活する上で、あなたが大切だと思うことは何ですか。(主なもの3つまで回答)



問22 あなたは普段の生活の中で、「障がいを抱えた人」との関わりがありますか。

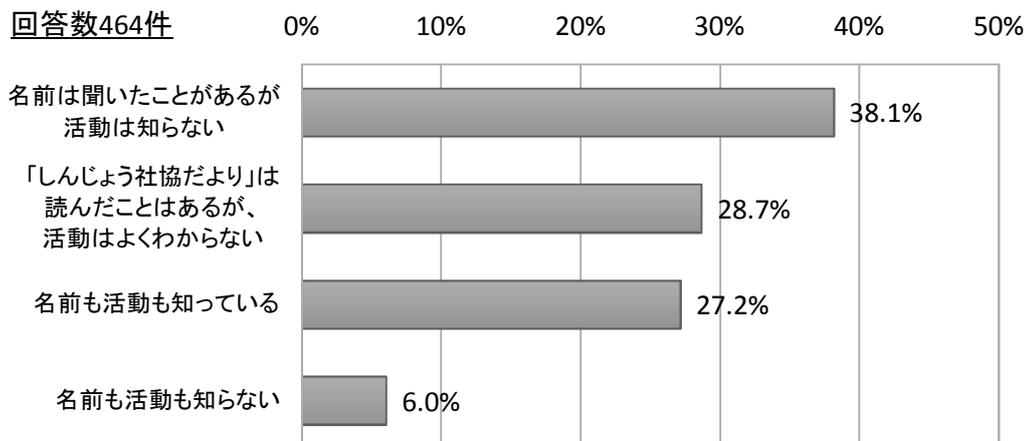


問23 障がい者が、地域で安心して暮らせるように、あなたができることはありますか

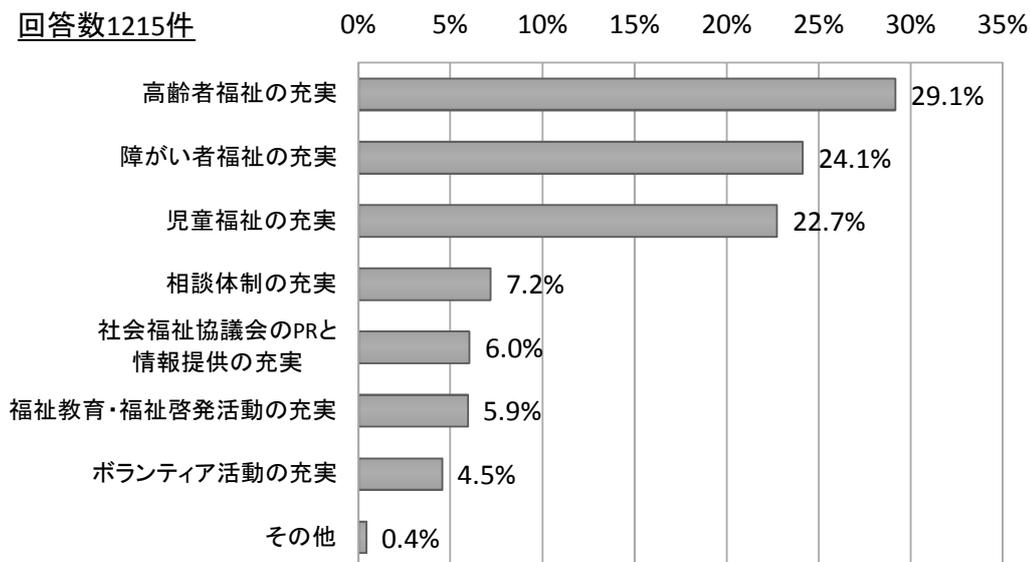


## 社会福祉協議会(社協)について

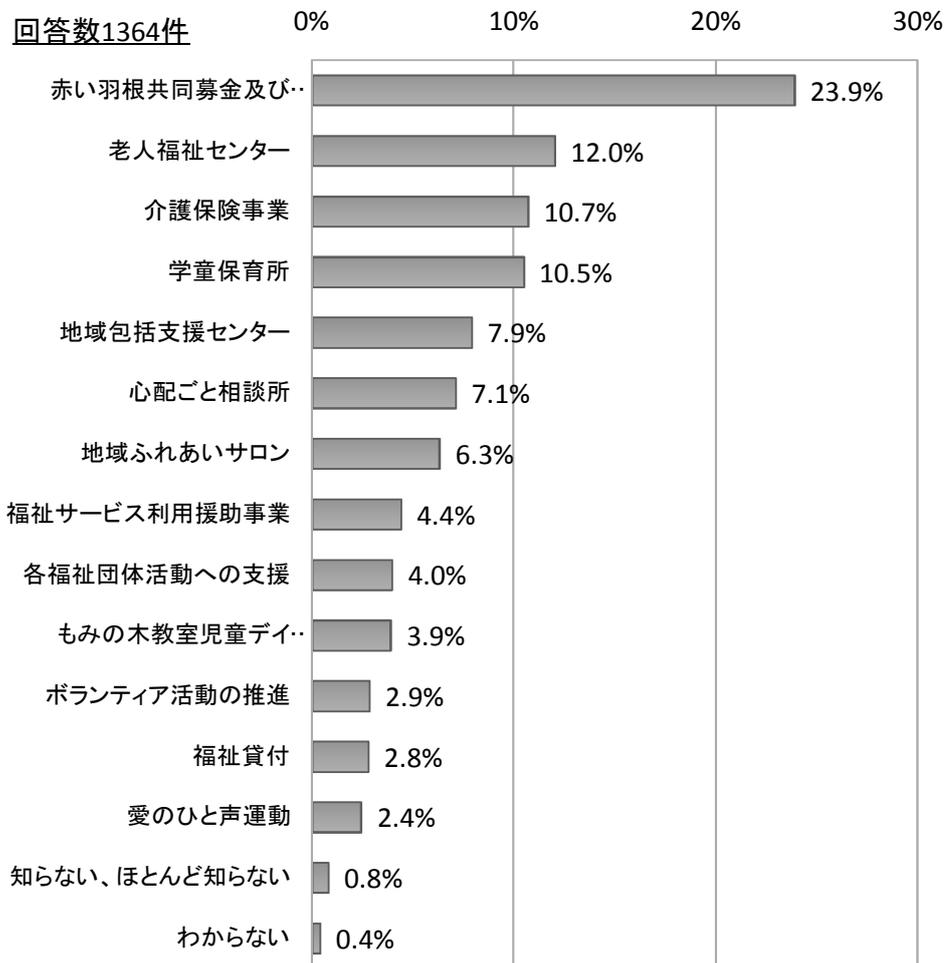
問24 あなたは「新庄市社会福祉協議会」をどの程度知っていますか。



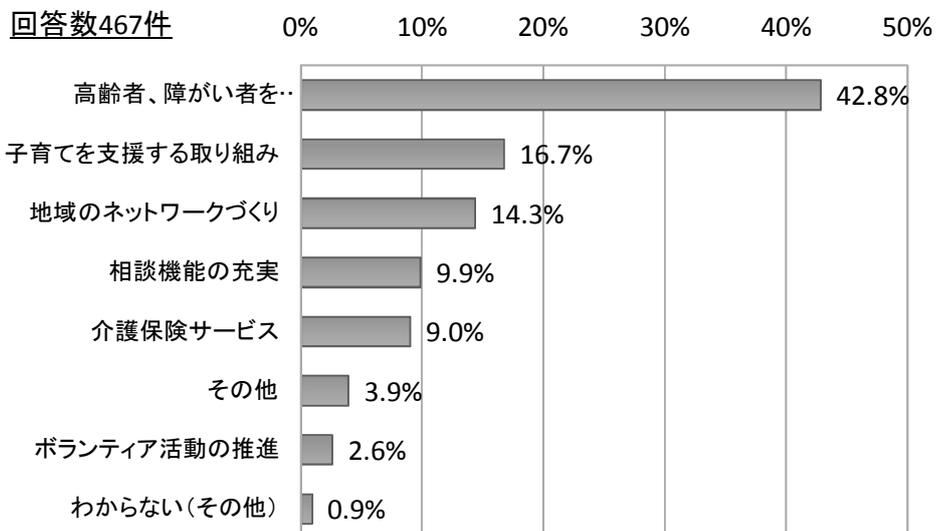
問25 あなたは、社会福祉協議会に納めていただいた会費、寄付金、募金が、どのように活用されることを期待されますか。(当てはまるもの3つまで回答)



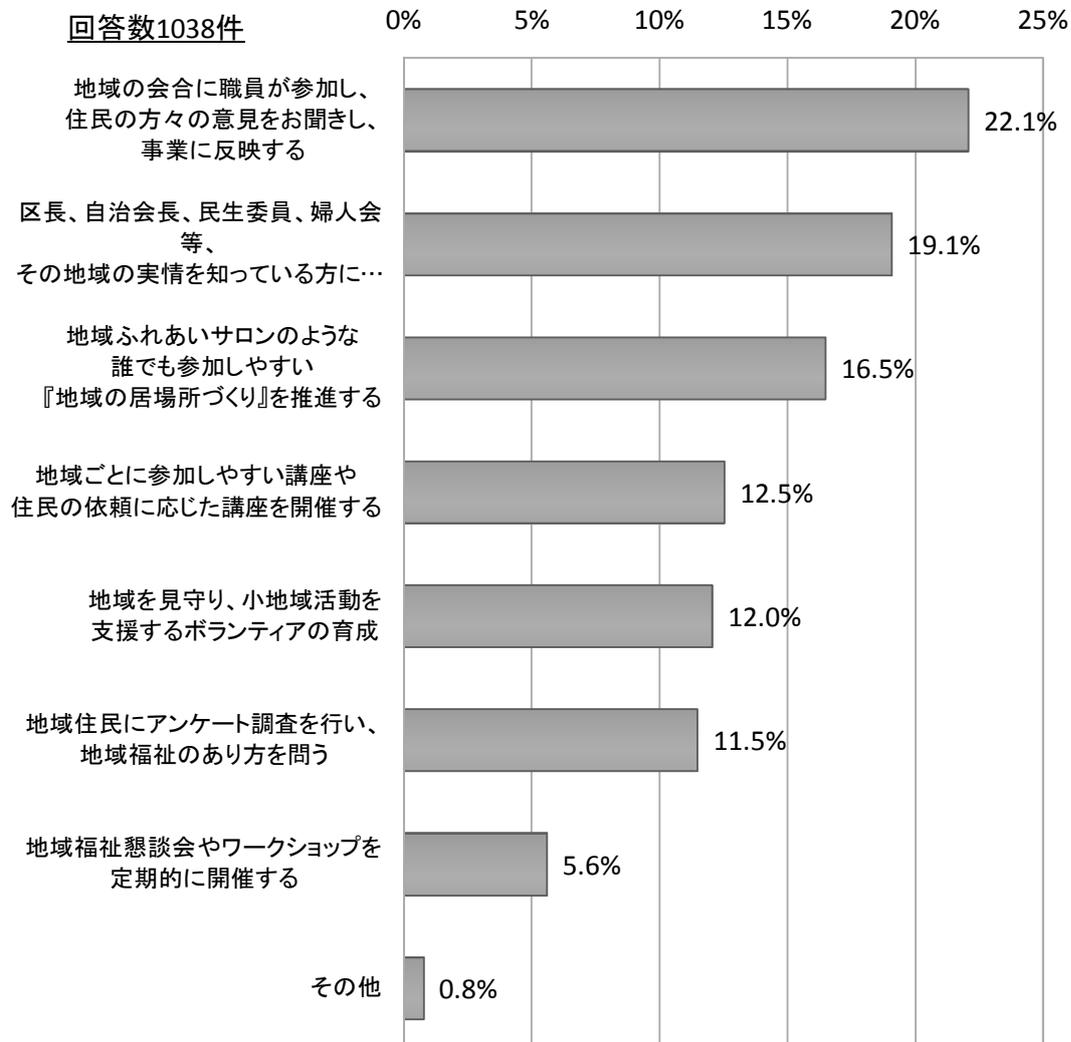
問26 あなたは、社会福祉協議会が実施している、どの事業についてご存知ですか。  
 (当てはまるものすべて回答)



問27 社会福祉協議会が、特に力を入れて取り組んでいくべきことは何だと思います



問28 住民の方々と地域性を考慮し、地域に合った福祉活動を充実させるべく、社会福祉協議会が地域住民の方とともに地域福祉を推進していくためには、どのようなことが必要でしょうか。

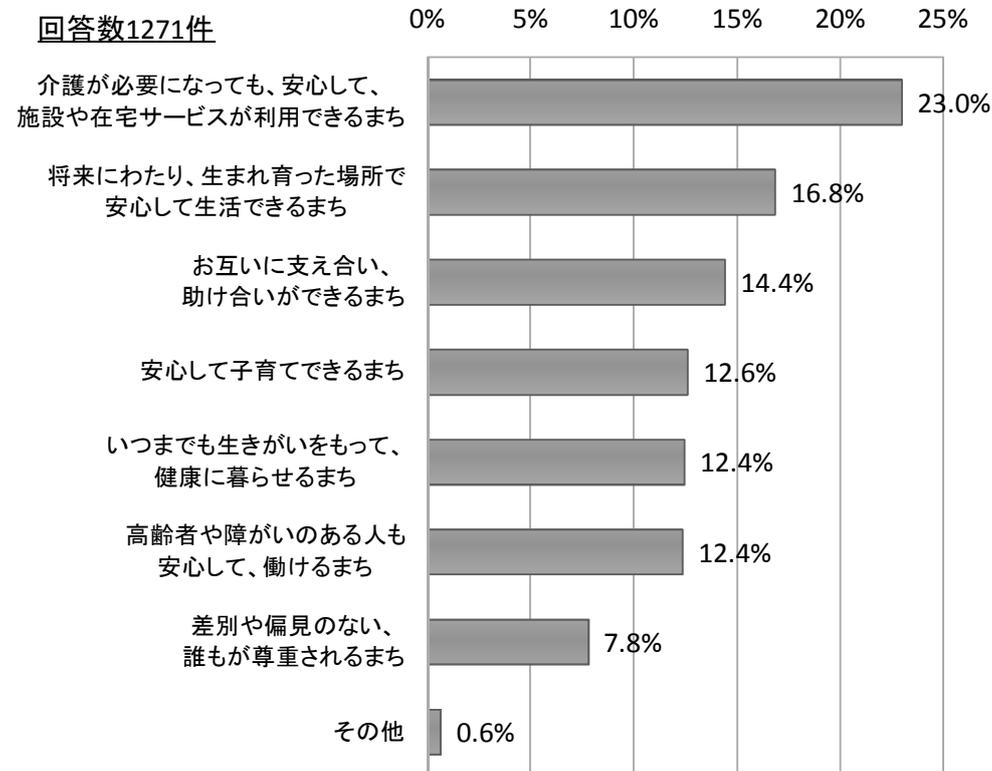


問29-1 P54以降に掲載しています。

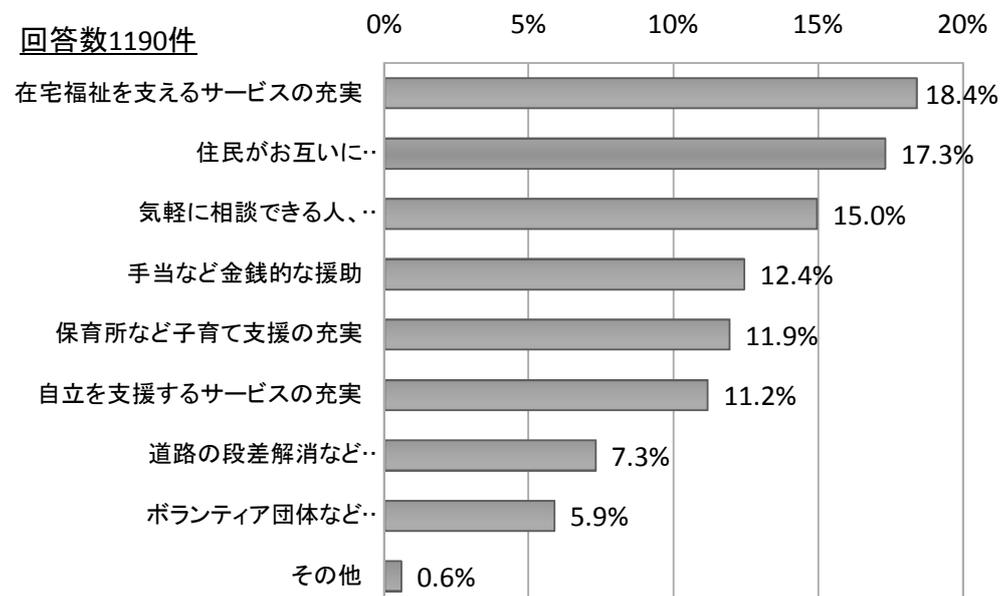
問29-2 P57以降に掲載しています。

## 今後の「新庄市の福祉」について

問30 あなたは、これから新庄市をどんな「福祉のまち」にしたいですか。



問31 あなたは、これから新庄市の福祉は何を重点にすべきだと思いますか。  
(当てはまるもの3つまで回答)



#### 問29-1

今後、地域で安心して暮らせる地域づくりのために、住民が参加でき、住民同士が支え合える体制作りが重要になってくると思いますが、実際に「こんな仕組みがあったらいいな」、「こういうことなら参加できそうだな」という考えがあったらお書きください。

「こんな仕組みがあったらいいな」自由記載 計90名回答

#### ■バスなどの交通機関

- ・歩くことに大変な人が多くいるので、そんな点ミニバスとかあると良いかなと思います。
- ・福祉で送迎バスがあったら参加できて皆と絆ができて楽しく生きられるのでは？
- ・なるべく金の安さで病院に行くときに専用の車かバスがあったらいいなあ
- ・デマンドタクシー

#### ■情報提供、情報発信

- ・個人情報保護法の施行により地域内(地区、町内)情報とも現状は把握が困難な状況下である。区長、町内会長の役員および民生委員等の担当には最少限の情報提供があっても良いのではないかな？
- ・仕組みではありませんが住人の地図を各家庭に配布してほしいです。元々市民ではない者が地域に入って行く際に、どこのどんな方が住んでいるかわかると助かるし入っていきやすいです。
- ・メールで（電子メール）知らせてくれるしくみになれば便利だと思います。
- ・「手をつなぐ地域の会」略称・・・のような会を町内会組織とは別につくり協力、理解し合う場の設定。老人世帯や子育て世帯、障害者がいる世帯の状況をくみ取れるような仕組み
- ・災害時に避難しやすい仕組み ルール
- ・地域課題を意識させる啓蒙活動を推進する組織

#### ■除雪に関する支援

- ・一人暮らしや老人夫婦に家を除雪する組織体制づくり
- ・これからの季節だと、除雪ボランティアのネットワークを広げてもらい優先的に障がい者の方々への除雪の手助けをやってほしい。

## ■講座、教室、イベント等の催し物

- ・自分が知らないだけでもうあるのかもしれませんが、地域住民の健康維持向上のための地域主催の教室、講演、料理教室などへの助成、サポートを無償で行う（イベントの規模が小さくても可。事務的手続き簡素化も含めて）
- ・増加する高齢者の為講習、講演などの生きがいつくりの充実（現在は少なすぎます）
- ・地域別に避難訓練や災害に対する勉強会的な事
- ・無料のガレージセール（参加者が責任を持って品物を出す）
- ・地域の健康相談会、介護予防体操講座、小学3年生以上の学童の実施
- ・一人暮らしの高齢者支援 趣味や運動等の教室 集会の開催
- ・ウォークラリーなどイベント等をしながらも現状を知る。話し合いもする
- ・市外から移り住んでいる人には積極的に参加したくてもできない。参加しにくいボランティアやイベント、集まりなどがあると思うので参加しやすくなるような地域になればいいなと思います。
- ・わからない
- ・町内会、組ごとの定期的な集まり（芋煮会とかバーベキュー 掃除とか） 地域の関わりを多くする
- ・地域住民みんなで、出来るスポーツ大会、などが有れば良いと思う。
- ・地域の福祉担当者がいて定期的に家庭を訪問するとか講座を開催するとか実施してほしい。
- ・小地域ごとに考えた催し物その地域者が参加しやすいような(地域単位)に考えた仕組み
- ・新庄祭り等にもっと参加しやすい様にする施策を考えてもらいたい。
- ・高齢者デイサービス体験
- ・地域住民の健康調査を定期的に行う。

## ■子育て支援

- ・ママさんネットワーク、ママ卒業組ネットワークで気軽に子供を預けられるようなシステム。インターネットですぐ検索。本日預り OKの方など
- ・一人親世帯や生活保護世帯（子供有）への夏休みと年度末に生活用品などの支給

## ■ゴミだしについて

- ・日別で町内ごとに粗大ゴミ、他（発砲スチロール）等のごみ回収を半年に1回ぐらい指定場所で実施してもらいたい。

## ■障がい者支援

- ・障がい者の中でも軽度障がい者や〇〇能力障がい者の理解を深めてもらう仕組み。出会の場所や交流を楽しめる仕組みづくり。
- ・私は障害者なので、外出を支援する取り組みがあればいいと思います。
- ・なんとか市役所だけでももう少しバリアフリーにして欲しい

## ■高齢者支援

- ・地域住民で組織の老人世帯等への定期的な見回り
- ・昭和小の一部(運動場)の部屋に高齢者の集い行われる様願いたい。送り迎えは各自の家族で行う。
- ・老人居住特区の創設
- ・ボランティア活動に参加した時間が貯金できる仕組みがあったらいいと思う。自分が介護が必要になった時に貯金した時間だけ無料で介護が受けられる仕組み

## ■交流の場がほしい

- ・前記しましたが、私の地域では集会所がなく皆さんでお茶会しながら色々な事を相談したり楽しんだりしたいと思っていますが、第一歩の集まる場所がないので残念に思っています。
- ・地域地区ごとに年何回か集まり話し合いや運動をしたりする仕組みがあったらいいと思う。
- ・市で町内ごとに説明会をする(話し合いをする)
- ・同じ地域に住んでいる人なら誰でも分かるようなことを再確認する場、機会があると良いと思う。地域独特の文化、歴史を住民が共有し、地域の魅力を再発見できるとさらに良いと思います。
- ・部落の公民館でお茶のみの会。1週間に1回一品料理を持ち寄って午後からは運動をする会がほしいです。
- ・できるだけ身近な地域ごとに人が集まることができる場所、相談できる体制が必要・若い子育て世代が子育てしやすい環境づくり。地域の人々も支援できる体制づくり
- ・地域住民が参加して定期的に交流できる体制作り(コミュニケーションづくり)
- ・地域(個人宅)に放送を流したり、放送で呼び掛け、誘い合う仕組みがあれば忘れることがないのではないかとおもいます。
- ・子供たちが遊んだり集まれる場所や高齢者が集まれる場所が近所があればいいと思う
- ・月に一回など市民参加の交流会や意見を述べられる新庄市民参加交流会などがあるといい

・町内の空き屋を利用し、町内の人々が自由に出入りができ、会話やお茶、1人暮らしの人達も子ども達も皆とふれあえる仕組。自分でするのはお金や体力が心配なので町内の皆で自分達の町内だけでも楽しく過ごせればよい。

・月1の沙龙的な趣味を通じて様々な世代が交流できるシステム

・町内会を充実する。子供のもいない老人の会になっており助け合いを充実する必要がある。

・同じ地域の若者(20~30代)のみで集い、まずは親睦を深める仕組み。後に地域課題について考える場へと発展させる前段として。

・地域サロン(小単位)

・子ども達もそうですが、老人の方のふれあいサロンがもっとほしいです。

・近所の方々の色々の話合い

・あまり堅苦しくない気軽に入れる場所の確保

・毎日高齢者が無料で集える場所があり、気軽に仲間が作れる様な環境

・話をしたり小さな運動がやれる様な場があればと思う。

・少し堅苦しいイメージがあるので自由に出入りできるような場所があれば

・気軽に行ける老人の場

・地域でこの連携体制づくり

## ■相談に関する要望

・地域での窓口は組長か区長です。地区の人たちの相談を受けたらすぐに動いてくれる窓口がほしいと思います。

・家の方に出張でもしていただけたら本音で相談できると思います。

・自分からはなかなか行動に出せないなので、区長さんなど中心に、困りごと、話せる(気軽に)機会があるといい

・相談メール窓口

・警察官の訪問とか相談など出来れば心強いし、自分の防犯のアドバイスなど聞ければ

## ■取り組みの現状がわからない

・市内の各地区の「こんな事をしています」というような取り組みを紹介して下さい。

・現状の認識を持っていないので考え方ができない。

・なかなか外に出たがらないので仕組み自体わからない。事例をあげてほしい。

## ■その他

- ・常に前向きに行動して行きたいと思うのですが、現在忙しいのでわからない。
- ・仕組みよりも生活にゆとり（お金と時間）が出ない限りきついです。
- ・昔ながらのコミュニティーが存在しているので、特に感じない地域にいらしている。
- ・仕組みではないですが、家族が仲良くくられれば安心して生活できると思います。そういう「家族のあり方」を支えるようなことをしていけばいいのでは
- ・本当に地域のことを考える人を区長・委員等を選ぶべきでそうでなければ仕組みも何も無い
- ・仕事に就いていない人が（住民が）福祉活動で賃金を得られるような仕組み
- ・わかりません
- ・特になし
- ・特になし
- ・あってもまだ参加できない
- ・特におもいあたりません。
- ・考慮中
- ・わからない
- ・特に思い浮かばず
- ・お金をかしてくれる
- ・わからない
- ・特になし
- ・今の所思いつきません
- ・仕事と介護で考えつかない
- ・よく分かりません。
- ・わからない

## 問29-2

今後、地域で安心して暮らせる地域づくりのために、住民が参加でき、住民同士が支え合える体制作りが重要になってくると思いますが、実際に「こんな仕組みがあったらいいな」、「こういうことなら参加できそうだな」という考えがあったらお書きください。  
「こういうことなら参加できそうだな」自由記載 計71名回答

### ■サロン等の交流の場

- ・今、地区で毎月一回のふれあいサロンはとても良いと思います。これからも時間が許す限り出席したいと思います。
- ・近くになんでも輪になれるものがあれば参加したい？
- ・ふれあい行事・催し物。
- ・地域のサロンサービスの場へできれば参加したい。
- ・小グループでのお茶飲み会などを時々計画して近隣の方々の顔や名前などを覚えていきたいです。
- ・地域交流会
- ・同上の組織の中で、課題解決のための話合いや懇親の会、経験や趣味の発表会など。
- ・子供会等に一緒に参加し近所の方子供に顔を覚えてもらい大人の人との関わりを持つ。
- ・子供と年配の方の交流等。
- ・近所の住民同士が互いに連絡しあい相互関係を深める。
- ・ヘルパーの仕事をしているのでふれあいサロンが出来たら参加できそうです。
- ・そういう場所のお手伝い等。
- ・クラブ活動的なもの。フィッシングクラブ、将棋クラブ、趣味の園芸クラブなど
- ・学校や職場を通しての参加依頼があれば協力できることもあると思います。仕事の一貫だと思って参加することで地域の方とのつながりもできるのではないかと。

### ■情報提供がほしい

- ・上の方法で声がけをいただけたら参加できるかなーと思います。
- ・ボランティアでどんな事をしているのか具体的には知らないのですが、何かしたい気持ちはあっても有無がはっきりしません。
- ・具体的には思いつかないが広報などで情報提供があればできることから参加していければいいと思う。
- ・市で町内ごとにこういうことに参加できないかを説明する。

## ■イベント、教室、講座等の催し物

・公民館を活用した料理教室。お年寄りに教えていただく趣味の教室など市報で募集しているようなもののミニ地域版。ボランティア登録しておいて、都合のつくときに地域のお手伝い（町内会の組織のように大きなものだとなかなか敷居が高いので）

- ・催し等のお手伝い
- ・子供たちに本の読み聞かせなど（2時間ぐらい）
- ・会議だけではなく遊び（ゲームイベント）等を実施して交流。
- ・町内会の行事
- ・軽スポーツ 輪投げ グランドゴルフ等
- ・スポーツ等を通しての健康創り
- ・皆でおいしいものを作り高齢者や一人暮らしの人などに配る
- ・地域の年配者からの指示や行政からの依頼による活動ではなく、若い世代が自主的に行える活動。
- ・地域でのお祭り 交流会 ボランティア活動
- ・誰でも参加しやすいイベント等を開催し、交流や意見交換などが出来るといい。
- ・初心者でも行ける（又ひとりであっても）将棋、グランドゴルフ等の会。
- ・資源回収、清掃活動
- ・市をあげての避難訓練、地元野菜を使った料理イベント。
- ・清掃活動
- ・近所のゴミ拾いや冬の雪かきなど
- ・ゴミ拾い
- ・月1回、歩こう会で運動をしたいと思います。
- ・新庄市の文化や歴史をクイズ形式にして、地域の人に参加、応募等してもらい、正解数が多い人には先着何名かに景品をあげるといったイベントを定期的に行うと良いのではないかと思う。
- ・趣味のもの 料理（伝承野菜、地区に伝わる料理）（花・筆・絵手紙・小物作りその他いろいろ）地域に伝わる行事。
- ・時間をつくる事が難しく、なかなか活動に参加できずにいるのですが、たとえば、衣類や家具家電等でまだ使用できるものを必要な人に無償で渡すことが出来るような、市等が管轄するリサイクルハウスのようなものがあれば、参加できると思うときがあります。（ボランティアを広い意でのものとすればですが。）
- ・上記の活動に積極的に参加し地域や周りの人に還元したい。

## ■子育て支援

・土日祝の子育て支援。支援というか1, 2時間の外出をしたいお母さんたちのために休日の子守りのお手伝い、市の施設内での預かり等。

## ■高齢者、障がい者への支援活動

- ・集合での障がい者、高齢者への援助。
- ・障害者なので参加はできません。
- ・掃除 草刈り 買い物や近くの外出の手伝い。
- ・実際に福祉で働く人たちのプレゼンテーションを聞きに行く。
- ・一人暮らし、障がい者の粗大ごみ回収手伝い。
- ・私はNsを退職した身なので訪問看護的な仕事なら出来そう。

## ■その他

- ・まだ現役なので地域づくりとか考える余裕がなく申し訳ないけど考えたことがないと言って良い
- ・日時等が決まっていると、職業柄会合に参加できる時間が少ない為、期間や時間を長く設定されて入れは開催ものには参加でき、意見や感想を言えるのでは
- ・地域課題の具体的な提案と解決活動
- ・仕事優先での生活及び家庭での時間との両立で、参加は無理な状態
- ・上に書いた様な事があれば
- ・身近でできる活動
- ・同左
- ・わかりません
- ・まだまだ自分の生活するのに精いっぱい余裕がなくちょっと申し訳なく思っている
- ・特になし
- ・わからない
- ・特になし
- ・あってもまだ参加できない
- ・考慮中
- ・わからない
- ・特に思い浮かばず
- ・わからない
- ・体調が良くないので参加できそうもありません
- ・わからない
- ・特になし
- ・今の所思いつきません
- ・体が悪くて参加出来ない
- ・よく分かりません
- ・わからない

問32 保健や福祉のサービス、地域福祉のあり方などについて、自由に意見をお書きください。自由記載（97人が回答。）

#### ■福祉サービスに関すること

- ・私は気楽に話し合える個別訪問をしていただければ大変うれしく思います。
- ・もっと活用してもらいたい。福祉の方自宅に来てもらいたい。
- ・福祉サービスなどに積極的に参加されるかたより、悩みや不安があるのにサービスをうけるのに消極的な方を見つけどう助けるかが重要だと思います。
- ・福祉を受けたい方々への支援事業を隅々まで行き渡らせる施策の充実が望ましい。
- ・福祉には関わり合う機会が全然ない。69歳一人暮らし無関係だ。求められることもない。「何かしているか」という感じ。
- ・いつも子供と参加させてもらっています。子供とお年寄り、障がい者の方、みんなが安心して暮らせるようこれからも新庄の未来について考えていきたいです。
- ・新庄の福祉サービスは他の地域から比べると少し劣るところがあると思います。会社関係から寄付とか支援等をうけて気軽に相談できサービスを受けられるようにしてもらいたいと思います。
- ・ムダのない福祉活動のあり方を考えてほしい。本当に必要な所に本当に必要な物を良々考えて下さい。
- ・今現在は大変満足しています。皆様の努力に感謝申し上げます。
- ・出来るだけ費用をかけないこと、住民の能力を貴重な資源として活用し、お互いに支えあう環境を整備すること。
- ・高齢者、障害者、子育て中の家族が心身ともに楽に生活できるシステムがあればいいのでは。
- ・市民に伝わるように活動してほしい。

#### ■冬期間、除雪に関すること

- ・雪が多い所なので除雪のサービスの充実を望みます。
- ・一人暮らしの人への除雪援助。
- ・私は一人暮らしで週に何回か仕事に行きます。冬の間歩道の雪投げが今から心配です。国土交通所に雪投げ用のフタを付けてほしいとお願いしましたが聞いてもらえませんでした。どうか良い意見をお聞かせください。
- ・冬場の閉じこもり防止策。

## ■ボランティア活動に関すること

- ・負担にならないボランティア活動への参加ができるように。高齢者の方々の中には地域福祉というと近所に迷惑をかけているのではないかと思っているのではないかと。
- ・元気な高齢者へ声掛け一つでボランティアする人が多く集まると思う（草取り、囲い雪かきその他）高齢になるとどんな時どうすればいいかわからなくなることも出てくると思いますので、文書などで時々具体的に知らせてもらおう（暮らしのこと）

## ■相談・窓口に関すること

- ・どんな些細なことでも相談に行く人は真剣だと思います。真心を持って相手をしてくれる場所であってほしいです。
- ・市役所（住民課）の窓口の対応の仕方をしんせつにする。同じ書類を取りに行っても記入の仕方出るときと「出ません」と言われた事がある。記入の仕方は窓口の全員が知っていてもらいたい。
- ・人にもよりますが、あまり相談してよかったと思える事がなかったためにもう少し心身に聞いていただけるような福祉にしていきたいです。
- ・地域の福祉と言っても我身にかかってきた時、希望としては家族といっても何から手をつけたらよいか相談する場所もわからなくなります。そんな時、親身になってくれる地域福祉の職員の教育をお願いします。
- ・相談に行っても市民の事を考えてくれない。週に1回でも良いので時間を延長してほしい。働かなければ生活も苦しいので。

## ■民生委員に関すること

- ・民生委員の訪問なし。電話しなければ動いてくれない。家庭で若い人との調和がとれずひどい家もあります。
- ・一人暮らしで身寄りもない状態ですが、民生委員の方は1年半に1回くらいしか会えないのは何故でしょう？金がないから毎月家に帰ってますが？不在の時に来てるのか。電話、名刺でも…
- ・もっと民生委員に活動してもらいたい。ここ3年ほど見た事がありません。

## ■若年層への支援に関すること

- ・高齢者と子どもへの支援にばかり集中していると思います。20～30代の若い働き盛りの人たちのことを考えているのでしょうか。また福祉就労事業所をもっと増やしてほしい。
- ・子育て世代で正直育児と仕事の両立で手いっぱいです。その他で近所の手伝い等とっても出来そうにはないのですが、将来自分たちが高齢になったら自分は出来ないことも出てくるはず。「お互いさま」なのかとは思いますが、何か出来ることがあったらと思います。

## ■介護支援に関すること

- ・高齢者、障害者へのサービスはもちろんですが、介護する家族のいろいろな相談ができる場所。出かけにくい方のための電話で相談できたらいいと思います。また年に一度自宅介護している家族にバス旅行の案内があったことは、参加できませんでしたが、とても嬉しかったです。
- ・病気や一人になった時、気軽に相談でき、気軽に介護サービスが受けられるようにしてもらいたい。
- ・介護予防に取り組んで健康寿命を延ばす事が市全体の活性化につながると思う。たよりになる高齢者の力をもっともっと借りて子育てや産業に役立ててほしい。
- ・介護や子育てのために会社を辞めなければならないとかそうした事が少なくなればよいと思います。
- ・在宅介護に対するサービスの向上と利用が出来易い体制づくりが必要だと思います。冬になると近所の仲が悪くなることあると聞きます。本人同士の問題だが空地等を利用できるように出来ればいいのだが、地域では対応できないところである。
- ・これから「老々介護」又は介護してもらう人もいなく「一人介護」の時代になってしまうのでは・・・何といっても充実した施設・人員の獲得が必要だと思います。
- ・私は介護している老人。

## ■高齢者支援に関すること

- ・いろいろな福祉施設や市、社会福祉協議会がまとまって地域の福祉を整備して行ってください。これから高齢化社会に入っていきます。よろしくお願いします。
- ・高齢者が安心して生活ができるように福祉の充実。しんじょう市も高齢化社会になる。
- ・高齢者が多いので、高齢者が暮らしやすい環境を整えることを最優先にして策をとると良いと思う。
- ・高齢化社会に対するきめ細かい対応。
- ・高齢者でも生き生きと生活できる場や活動・移動手段を支援していただきたい。また子育て支援も利用しやすい施設。
- ・高齢者のためのディサービスが乱立しているが各々の実態がわからないのでその内容を知る機会があればと思います。
- ・老人のいる家庭への定期的な訪問 話を聞く健康の相談等（一人暮らしだけでなく家族の居る老人も）
- ・福祉が充実すると「なまけもの」が増加するのではないか。高齢であっても自立する「生き方」を援助することが大切。「他人たより」の姿勢は本来の人間の生き方ではない。
- ・高齢者が多いので、高齢者が暮らしやすい環境を整えることを最優先にして策をとると良いと思う。

## ■障がい者支援に関すること

- ・障害を持っている人の働ける場所がない。自立といってもこれではできない。親はいつまでも生きて支援ができないのだから…
- ・弱者の生活が守られ、充実できるように考えてほしい。（子共、障害者、高齢者）特に障害者が自立した生活を行うための支援。「一般就労」「生活の場：グループホーム確保」などをすすめていくための組織、体制づくりが必要。
- ・友達が障がい者です。市役所福祉課の対応がものすごく悪いそうです。人を人として対応してほしい。貧困な人たちの事をその人の目線で考えてほしい。福祉課の人材（職員）の入れ替えを。
- ・新庄市の町に活気がなく閉塞感がある。障がいを抱えた人とその家族にとって生き生きと暮らせているだろうかと思う。一人一人がお互いに支え合い助け合える心にゆとりのあるまちづくり地域福祉であってほしい。
- ・とにかく障がい者には、冷たい地域だなと思う。障害者に限らず子供老人など弱者にもう少し手をさしのべるべき。金銭的にも。
- ・障がい者になって10年が過ぎましたが、民生委員が我家にいらっしゃったのは、留守の一回だけ、相談する相手もなく、ひとりでやっていかなければならなかった。このアンケートがよりよいものになってくれることを望みます。
- ・問31(8)に関して。歩道に自家用車を常時止めていたり黄色のラインにかかっていることが多くあります。山形市内では白杖を持った方が一人で歩いているのを見かけますが、新庄の現状はまだまだのようです。
- ・“作業所”と呼ばれる施設が古かったり、イメージが悪い。もっときれいにして、利用者も職員も明るく過ごせるようにしてさし上げてはいかががでしょうか？公共施設の中や近くに移すなど。

## ■子育て支援に関すること

- ・人口比率で考えれば老人に対しての福祉を重視すべきではあるが、少子化だからこそ子育てに対しての福祉サービスを充実させる必要があると考えます。
- ・国策と思うが、子よりも老人に偏っていると思う。子供を大事に。
- ・現在の学童保育は料金があまりにも高いと思う。働かなくてはならない人たちが学校帰りの子どもをみれないためにあずけてるのであって、ボランティアの人たちなどでもう少し安くないかと思う。
- ・児童虐待があった場合の当事者は、しばらく監視する。子育てしている母親は3世代同居であっても孤立している場合があるので助けて欲しい。
- ・母子家庭のアパート代の補助（人数制）や優先的な市営住宅の確保など個人経営のアパートに対しての補助等で本人負担が軽減されれば助かると思う。職場では住宅補助がない人のために。

- ・子供が安心して生育できる町。
- ・子育て支援（東根市、天童市）見本。

### ■地域の安全に関すること

・不審者などの情報が学校を通してメールで来るが、子どもたちの遊び場公園付近に街灯を増やすとか防犯カメラを付ける。高齢者は外の出るのも大変な方がいると思うので直接お宅へ訪問するとか、家や家の周りの掃除、除雪サービス。テレビ電話を付ける。

### ■医療、健康促進に関すること

- ・病気で長生きではなく健康で長生きして、退職後も仕事があつて経済的にも困らない生活を送ることができれば良いと思います。病気の原因はいろいろありますが、「過食」が原因であると言われていています。本当は牛乳も良くないのですが、学校給食には付きものです。（やめる訳にはいかない理由もあることはわかります。）ひき算の食事指導も大切だと思います。福祉に関わる皆さんも新しい情報を勉強されるとよいかと思います。
- ・老若男女が健康保全の出来る施設の設置。
- ・医療機関の充実を切にいつも願っています。
- ・無料の健診の充実(年齢〇歳以上)と無病制度の充実(予防〇〇等)

### ■広報、情報発信に関すること

・各種福祉サービスの内容の案内が不十分で全て初歩的なところで悩んでいる方を見かける。まずは相談でもいいが、わかりやすい文句での広報が必要と感じる。今のところ‘何をやっているところなんだろう？’と思うが〇〇をやっている福祉の新庄、そして協議会と言われるようにがんばってほしい

・地域福祉の在り方について知らない人はいないだろうと大きく構えるのではなく知らなすぎる人の為に「あれもこれも出来るしやっている」ということを知らせる方法はないものだろうか(これが社会地域福祉ですと云うものを)

・福祉の活動が身近でないためどんな活動をしているのか分かりません。毎月広報に目を通しますがあまり関心がないため福祉の活動の記事も良く覚えていません。どんな活動をしているのかどんなきっかけで活動を始めたのか実際活動している人にインタビューしてもらいたいです。

・保健や福祉サービスで新庄市では〇〇の地域運動をしているというアピールが必要（住民運動）

例えば、問 31 このアンケートをとって、これを実現するためのそれぞれのメニューはあるのか、想定しているのであろうか。

- ・情報発信の仕方をもっとわかりやすくお願いしたい。
- ・広報活動を充実させていくとよい。さらなる発信を。

## ■催し物、行事に関すること

- ・今の施政は祭りイベント等だけで、本来行うべき行政の雇用福祉対策は、低迷しているように感じます。
- ・行政は、安易なイベント事業より市民生活寄りの真の行政を行ってください。
- ・先日他県へ嫁いだ娘と孫が2週間居たのですが、こらっせ、駅東公園等もあり又保健センターでは、体重身長も測ってくれる日もあり、秋のイベントも開催され新庄の秋を楽しんで帰って行きました。新庄の町は、いい所だなあと感心しました。ありがとうございました。

## ■地域の暮らしに関すること

- ・私は今は自分の事は自分で出来るのであまり心配事はありませんが、今後年を重ねるにつれ、体の自由がきかなくなってくれば、色々な面で思う事も多くなってくると思います。まずは、地域の人達と仲良く助け合いながら暮らしていきたいと思ってます。
- ・日頃からの地域住民間でのコミュニケーションが大切なのだと思う。
- ・地域住民の間での交流や行政、支援団体・機関との連携を深め、地域全体で助け合える雰囲気作りが大事だと思います。また、利用できるサービスの情報提供を積極的に行うといいと思います。
- ・地域の人みんなが数多く集まって、話し合や行事、スポーツなんでも出来るようになれば良いと思う。
- もっと中身のある質問でないと…
- ・個人情報との関係、プライバシーの問題が関わってくるので現実的にはなかなか他人の事には口出しは難しくなっているのがやっかいです。
- ・住民が日常生活の中で当たり前に関わり当たり前に支え合えたら最高だと思います。
- ・これからは、1人暮らしが多くなりそうですので、自宅への見守り訪問を毎日30分でも回ってほしいです。
- ・部落で何もないので区長に回覧してもらい集まる場所があればえがおです。
- ・自立でき、生きがいがある地域であれば健康に安心して暮らしていける。自分のことを自分でしながら、という意識が持てる。しかし、個々がかかえている問題は多様である。若者が減っていくということを考えると、50代、60代の不安ははかり知れない。
- ・各町内に福祉担当の委員を置いたらどうか。例えば衛生、交通委員のように。
- ・独居及び老々や二人暮らしが急速に増加中。誰かから目配せされているという安心感が必要。
- ・一人暮らしでも安心して暮らせる町を望みます。
- ・老後、本当に生活していけるのか不安。

・50代、60代、70代、80代にならないとわからない。ゴミ出しにしても、今できていてもいつになったらできなくなるかもしれない。町内ごとと言わず近くのところにだしてもいいのではないのでしょうか。

#### ■人口減少、地域活性に関すること

・新庄を愛していても、老後は暖かいところでという人々。仕事ができるところがないと地元を離れる人々。

・要因は多様かもしれませんが、”地域離れ”を防ぎ”地域活性化”につながると思います。優秀な人材も地域で活躍してくれると思います。地域福祉を軌道に乗せるには、きっと粘り強く施策を継続していくことが必要なのだと思います。なかなか成果があらわれないうちも時間をかけて続けていければと思っています。

・人口が減っていく中でこれ以上他市等に出て行く人を減らす事をもっともっと考えて行かないと新庄市がなくなって行く気がします。当市は雪の事を強く強く考えて人が出て行かない様対策が本当に必要になっていると思います。手遅れにならない様大至急考えて下さい。

#### ■その他

・皆さん自身なかなか大変ですね

・以前にも何かのアンケートを書いたことがありますが、意見を書いても全然何も変わったことがありません。こんなことは無駄ではありませんか。

#### ■特になし

・殆どアンケートの中にありますので特にありません。

・わかりません

・特にないです。

・特になし

・考えつかない

・特になし

## 新庄市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新庄市地域福祉計画策定委員会の設置、組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画の策定を行うため、新庄市地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という）を設置する。

(所掌事項)

第3条 策定委員会の所掌事項は、地域福祉計画の策定に関することとする。

(組織)

第4条 策定委員会は、16名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 自治会関係者
- (2) 民生児童委員
- (3) 学識経験者
- (4) 行政機関関係者
- (5) 福祉施設関係者
- (6) 福祉団体関係者
- (7) 市内に在住する者

(任期)

第5条 委員の任期は、市長が委嘱した日から地域福祉計画策定が完了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

3 副委員長は、委員長が指名する。

4 委員長は、策定委員会を代表し、会務を統括する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 策定委員会は委員長が招集し、会議の議長となる。

2 策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、成人福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか策定委員会の運営に必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年11月26日から施行する。

## 社会福祉法人新庄市社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定委員会規程

(平成27年11月改正)

### (設置)

第1条 新庄市における民間主体の地域福祉活動計画を策定するため、新庄市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所管事項)

第2条 委員会は、次の事項を所管する。

- (1) 地域における民間主体の総合的、体系的な地域福祉活動計画の策定に関すること
- (2) その他、委員会が必要と認める事項

### (構成)

第3条 委員会は、次に掲げる20名以内の委員をもって構成する。

- (1) 自治会代表
- (2) 民生委員児童委員
- (3) 学識経験者
- (4) 行政機関関係者
- (5) 福祉施設代表
- (6) 福祉関係団体代表
- (7) 一般市民（ボランティア代表）

2 委員会の委員は、新庄市社会福祉協議会会長が委嘱する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から地域福祉活動計画答申の日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選による。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を代表し会務を総括する。  
副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(会 議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

2 委員会が必要と認めるときは、関係者の出席を求め説明、あるいは意見を聞くことができる。

(地域福祉活動計画策定作業委員会の設置)

第7条 委員長が必要と認めた場合は、委員会に計画策定作業委員会を置くことができる。

2 前項に定める計画策定作業委員会の委員は、会長の同意を得て委員長が指名する。

(庶 務)

第8条 委員会の庶務は、社会福祉協議会事務局において処理する。

(委 任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成14年 8月5日から施行する。

この規程は、平成27年12月1日から施行する。

■新庄市地域福祉計画・新庄市地域福祉活動計画 策定委員会委員名簿

NO	役 職	氏 名	職 名 等
1	委員長	小田島和人	新庄市民生委員児童委員協議会連合会副会長
2	副委員長	沼野 慈	特定非営利活動法人 NPOもがみ理事長
3	委 員	矢口 重一	新庄市区長協議会副会長
4	委 員	菅藤 紀子	新庄市民生委員児童委員協議会連合会主任児童委員
5	委 員	伊東 淳一	特別養護老人ホーム新寿荘長
6	委 員	荒川 力	新庄市老人クラブ連合会副会長
7	委 員	中部 道子	新庄市身体障害者福祉協会会長
8	委 員	中山 幸子	新庄市更生保護女性会長
9	委 員	渡部 圭一	新庄市手をつなぐ育成会長
10	委 員	須藤 敏枝	図書館ボランティアサークルかやのみ会長
11	委 員	高橋 聖一	生活自立支援センターもがみセンター長
12	委 員	小野 広子	新庄市地域子育て支援センター所長
13	委 員	阿部 英樹	新庄市小中学校PTA連絡協議会長
14	委 員	荒澤 宏二	新庄市健康課長

■新庄市地域福祉計画・新庄市地域福祉活動計画 素案検討チーム

NO	氏名	職名等
1	佐藤 信行	新庄市成人福祉課長
2	横山 浩	新庄市成人福祉課高齢障害支援室長
3	有江 徹	新庄市成人福祉課高齢障害支援室障害福祉係長
4	佐藤 勝幸	新庄市子育て推進課子育て企画室長
5	川又 朋美	新庄市健康課保健専門員
6	門脇 寿重	新庄市社会福祉協議会事務局長
7	大江 信子	新庄市社会福祉協議会事務局次長
8	三浦 京子	新庄市社会福祉協議会事務局次長
9	荒川 みき	新庄市地域包括支援センター所長

■新庄市地域福祉計画・新庄市地域福祉活動計画 事務局

事務局	吉田 浩志	新庄市成人福祉課生活支援室長
	佐藤 和佳	新庄市成人福祉課生活支援室主査
	水越 光哉	新庄市成人福祉課生活支援室主任
	鈴木 博晶	新庄市成人福祉課生活支援室主事
	坂本 寛	新庄市社会福祉協議会事務局主任
	伊藤 亮太	新庄市地域包括支援センター生活支援コーディネーター

## 新庄市地域福祉計画・新庄市地域福祉活動計画 策定の経過

開催日	内 容
平成26年10月31日(金) ～11月28日(金)	新庄市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に関する 市民アンケート調査の実施 ・対象者：新庄市民1,000人 ・回答数：467件
平成27年12月18日(金)	<b>第1回策定委員会</b> (1) 策定委員の委嘱について (2) 委員長・副委員長の選任について (3) 計画策定のスケジュールについて (4) 計画骨子について (5) アンケート調査の結果について (6) その他
平成28年1月8日(金)	<b>第1回素案検討会議</b> (1) 計画策定のスケジュールについて (2) 両計画の骨子について (3) 両計画の素案(案)について
平成28年1月15日(金)	<b>第2回素案検討会議</b> (1) 計画素案の検討について
平成28年1月27日(水)	<b>第2回 策定委員会</b> (1) 計画素案の検討について
平成28年2月2日(火)	<b>第3回素案検討会議</b> (1) 計画素案の検討について
平成28年2月12日(金)	<b>第3回策定委員会</b> (1) 計画素案の検討について (2) パブリックコメントについて
平成28年2月24日(水) ～3月8日(火)	パブリックコメントの実施
平成28年3月10日(木)	<b>第4回素案検討会議</b> (1) パブリックコメントの結果について
平成28年3月29日(火)	市長への答申

## 【福祉のてびき】

### 一般社会福祉

事業・内容	対象者	申請等に必要なもの	問い合わせ先
<b>・福祉バス</b> 福祉団体等の研修活動等を推進するために運行する。	・老人クラブ ・福祉団体等	・印鑑 ・申請書 ・乗車名簿	社会福祉協議会
<b>・災害見舞金の支給</b> 死亡者1人につき 50,000円 負傷者1人につき 3,000円 住居の全焼 単身世帯 30,000円 2人以上の世帯 50,000円 住宅の全壊、流失、埋没 単身世帯 20,000円 2人以上の世帯 50,000円 住居の半焼 単身世帯 20,000円 2人以上の世帯 30,000円 住宅の半壊、半流失、半埋没 単身世帯 10,000円 2人以上の世帯 20,000円 床上浸水 浸水が住居の床上部分に達したもの又は土砂等のたい積により、一時的に居住することができない状態のもの 3,000円	・災害を受けた罹災者又はその遺族	・罹災証明書 ・診断書	成人福祉課生活支援室
<b>・心配ごと相談事業</b> 一般相談（月～金） 弁護士相談 毎月1回(第3週木曜日の午後)	市内の方	※弁護士相談は電話予約が必要	社会福祉協議会

### 貸付資金

事業・内容	対象者	申請等に必要なもの	問い合わせ先
<b>・新庄市たすけあい金庫</b> 貸付限度額 生活一般 50,000円 ※償還期限10カ月以内 (無利子)	・低所得者世帯で他から融資を受けることが困難な方	・借入申込書 ・印鑑 ・印鑑証明書 ・民生委員意見書 ・連帯保証人	社会福祉協議会
<b>・生活福祉資金</b> 1. 総合支援資金 失業等、生活の立て直しに必要な生活費の貸付 貸付限度額 生活支援費（2人以上） 月20万円以内 （単身） 月15万円以内 住宅入居費 40万円以内 一時生活再建費 60万円以内 ※貸付利子：連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5% 2. 福祉資金 福祉費 貸付限度額 生業費 460万円以内 技能習得 130万～580万円以内 住宅改築等 250万円以内 福祉用具購入 170万円以内 障がい者用自動車購入250万円以内 療養、介護費等 170～230万円以内 災害時の臨時経費 150万円以内 冠婚葬祭費用 50万円以内 住宅移転・設備経費 50万円以内 就職、技能習得費 50万円以内	・低所得世帯 ・高齢者世帯 ・障がい者世帯 ・生活保護世帯 ※貸付対象経費により異なる ※総合支援資金と緊急小口資金は「生活困窮者自立支援制度」の自立相談支援機関の支援を、原則受けていただきます。	・借入申込書 ・印鑑 ・世帯全員の住民票 ・所得を証明するもの ・必要経費の見積書 ・民生委員調査意見書 ※その他内容により提出書類あり	社会福祉協議会

事 業 ・ 内 容	対 象 者	申請等に必要なもの	問 い 合 せ 先
緊急小口資金 10万円以内 ※貸付利率：連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5% 3. 教育支援資金 貸付限度額 教育支援費 高等学校 月額35,000円以内 高等専門学校 月額60,000円以内 短期大学 月額60,000円以内 大 学 月額65,000円以内 就学支度費 50万円以内 貸付利率：無利子（学生本人が申込者で生計 中心者が連帯借受人として付くことが条件）			
<b>・不動産担保型生活資金</b> 貸付限度額 居住用不動産を担保に生活資金の貸し付け を行う 月額30万円以内 ※宅地の評価額が1,000万円以上が条件	・高齢者世帯	・世帯全員の住民票 ・戸籍謄本 ・登記簿謄本 ・推定相続人の同意書	社会福祉協議会
<b>・新庄市善意銀行</b> 善意による寄付金等を元に、貸付と払い出 しを行う。	・低所得者等で他から援助を 受けられない緊急の困窮者	・申請書 ・印鑑 ・運転免許証などの身 分証明書	社会福祉協議会
<b>・母子父子寡婦福祉資金</b> 主な貸付内容 貸付限度額 ・事業開始 2,830,000円 ・事業継続 1,420,000円 ・修 学 国公立高校 月額 18,000円 私立高校 月額 30,000円 国公立短大 月額 45,000円 私立短大 月額 53,000円 国公立大学 月額 45,000円 私立大学 月額 54,000円 ・技能取得 月額 68,000円 （運転免許取得 460,000円） ・修 業 月額 68,000円 （運転免許取得 460,000円） ・医療介護 医療 340,000円 介護 500,000円 ・生 活 月額 103,000円 ・住 宅 1,500,000円 （特 別 2,000,000円） ・転 宅 260,000円 ・就学支度（自宅通学） 小学校 40,600円 中学校 47,400円 公立高校 自 宅 150,000円 自宅外 160,000円 私立高校 410,000円 国公立大・短大 370,000円 私立・私立短大 580,000円 ・結 婚 300,000円 貸付利率：無利子 償還期限：資金により異なるが10年以内 償還方法：月賦、半年賦、年賦による元利 均等 連帯保証人：1人（一定の要件あり）	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦及び上記に準じる方 ・児童の修学や就職のための 資金は、児童本人が借りる ことも可	・申請書 ・戸籍謄本 ・住民票謄本 ・種別により証明書 ・印鑑証明書 ・その他	子育て推進課 子育て企画室

## 身体障がい（者）福祉

事業・内容	対象者	申請等に必要なもの	問い合わせ先
<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>身体障害者手帳交付</b> 各種の援助支援を受け易くする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚・聴覚・音声・言語機能障害者・肢体不自由者・内部機能障害者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顔写真(4×3)</li> <li>・県知事の指定する医師の診断書及び意見書</li> <li>・印鑑(15歳未満の者については保護者が代理申請)。</li> </ul>	成人福祉課障害福祉係
<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>自立支援医療（更生医療）</b> 障害の軽減。除去に必要な医療を受けた場合の医療費の給付（1割自己負担。月額上限あり）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心臓機能障害、腎臓機能障害、肢体不自由等で身体障害者手帳の交付を受けた方(18歳以上)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑</li> <li>・指定医療機関よりの意見書</li> <li>・身体障害者手帳</li> <li>・健康保険証</li> </ul>	成人福祉課障害福祉係
<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>自立支援医療（育成医療）</b> 身体障がいの軽減。除去に必要な医療を受けた場合の医療費の給付（1割自己負担。月額上限あり）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手術等によって障害の軽減、除去の効果が期待できる18歳未満の方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑</li> <li>・指定医療機関よりの意見書</li> <li>・健康保険証</li> </ul>	成人福祉課障害福祉係
<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>補装具の給付</b> 盲人安全杖・義眼・補聴器・義手・義足・車いす等の用具の交付及び修理。（課税状況により一部負担金あり）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳所持者で、交付規定に該当する方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑</li> <li>・指定医の意見書</li> <li>・身体障害者手帳</li> <li>・見積書</li> </ul>	成人福祉課障害福祉係
<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>日常生活用具の給付</b> 浴槽・便器・盲人用時計等の給付、又は貸与。（課税状況により一部負担金あり）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳所持者で、給付規定に該当する方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳</li> <li>・印鑑</li> </ul>	成人福祉課障害福祉係
<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>自立支援制度</b></li> <li>・<b>自立支援給付</b> 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、児童発達支援、放課後等デイサービス、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、共同生活介護、重度障害者等包括支援</li> <li>・<b>訓練等給付</b> 自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）共同生活援助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活を営むことが困難な障がい児（者）</li> <li>・1割自己負担（月額上限あり）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳</li> <li>・印鑑</li> </ul>	成人福祉課障害福祉係
<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>手話奉仕員派遣</b> 公的機関・医療機関等に外出するとき、手話奉仕員を派遣し、意思伝達手段を確保する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳所持者で、聴覚・音声機能又は言語機能の障害者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳</li> <li>・印鑑</li> </ul>	成人福祉課障害福祉係
<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>特別障害者手当等</b> 月額26,620円支給 (20歳未満は月額14,480円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重度の障がい者</li> <li>・重度の障がい児</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑</li> <li>・各種年金、恩給等改定通知書</li> <li>・所得証明書</li> <li>・所定の診断書</li> </ul>	成人福祉課障害福祉係
<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>おむつの支給</b> 基準額の範囲内で毎月支給する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常時失禁状態にある心身障がい者で、本人及び生計中心者の所得税が非課税。在宅で寝たきりの方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑</li> <li>・身体障害者手帳</li> </ul>	成人福祉課障害福祉係

事業・内容	対象者	申請等に必要なもの	問い合わせ先
<b>福祉タクシー利用助成</b> 利用券1枚につき330円を助成する。 利用券の交付は、身体障害者手帳2級所持者は年間12枚、身体障害者手帳1級、療育手帳A所持者、精神障害者保健福祉手帳1級は年間15枚交付。	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳2級以上所持者、又は療育手帳A</li> <li>精神障害者保健福祉手帳1級所持者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳</li> <li>療育手帳</li> <li>精神障害者保健福祉手帳</li> <li>印鑑</li> </ul>	成人福祉課障害福祉係
<b>障害者給油助成券</b> 移動の際に利用する自家用車給油費の一部を助成する。 1枚につき330円の助成券を年間12枚交付する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳2級以上所持者、又は療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級を所持し、障がい事由として自動車税の減免を受けている方。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳</li> <li>療育手帳</li> <li>精神障害者保健福祉手帳</li> <li>自動車税減免決定通知書</li> <li>印鑑</li> </ul>	成人福祉課障害福祉係
<b>重度身体障害者移送サービス</b> リフト付きの車両での移送が必要な方の利用料金の一部を助成する。 1枚につき2,000円の助成券を年間12枚交付。	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳1級又は2級所持者</li> <li>所得税14万円以下世帯</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳</li> <li>印鑑</li> </ul>	成人福祉課障害福祉係
<b>声の広報</b> 録音による市報、おしらせ版、市議会だよりを発行する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>重度の視覚障がい者で、同居の家族から市報等の情報を得ることが困難な方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳</li> <li>印鑑</li> </ul>	成人福祉課障害福祉係
<b>日中一時支援事業</b> 日中の活動の場を確保する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種手帳所持者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種手帳</li> <li>印鑑</li> </ul>	成人福祉課障害福祉係
<b>心身障害者世帯除雪サービス</b> 心身障がい者世帯の屋根の雪おろしを行う。(利用者負担有り)	<ul style="list-style-type: none"> <li>病弱な心身障がい者世帯で、自分で除雪することが困難な状況にある方</li> <li>所得税非課税世帯</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳</li> <li>療育手帳</li> <li>印鑑</li> </ul>	成人福祉課障害福祉係
<b>重度身体障害者介護用車両改造費等助成</b> 介護するために配慮した自動車を改造又は、購入する経費の一部を助成する。(200,000円限度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳2級以上所持者で下肢及び移動機能障害の方、体幹機能障害3級以上の手帳所持者又は、当該障がい者と生計を一にしている方(所得制限有り)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳</li> <li>改造見積書</li> <li>自動車検査証</li> <li>印鑑</li> <li>運転免許証</li> </ul>	成人福祉課障害福祉係
<b>在宅酸素療法者支援事業</b> 在宅酸素療法を行う呼吸器障害のある方に、酸素濃縮器の使用に要する経費の一部を助成します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳呼吸器障害を所持し、医師の処方により在宅酸素療法を行っている方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳</li> <li>印鑑</li> <li>酸素濃縮器使用指示書又は酸素濃縮器使用証明書</li> </ul>	成人福祉課障害福祉係
<b>人工透析患者通院交通費助成事業</b> じん臓機能に障害を有し、人工透析を受けている方の医療機関への通院に要した費用を助成します。 (自宅から病院までの距離によって上限があります。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳(じん臓機能障害)を所持し、医師の処方により人工透析を行っている方(本人及び生計中心者に納めるべき所得税のない方)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳</li> <li>印鑑</li> <li>人工透析通院報告書</li> </ul>	成人福祉課障害福祉係

## 知的障がい者福祉

事業・内容	対象者	申請等に必要なもの	問い合わせ先
<b>療育手帳</b> 各種の援助支援を受け易くする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>中央児童相談所又は知的障がい者更生相談所において知的障がい(児)者と判定された方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>印鑑</li> </ul>	成人福祉課高齢障害支援室 子育て推進課子育て企画室 (18歳未満)

事業・内容	対象者	申請等に必要なもの	問い合わせ先
<b>・心身障害者扶養共済</b> 心身障がい者を扶養している方を加入者とし、毎月掛金を払い込むことにより、加入者に万が一のことがあった場合、障がい者に対し生涯にわたり年金を支給する。	・知的障がい者及び身体障がい者、程度等級表1～3級までの方	・加入者申込書 ・申込者告知書 ・障がい証明書 ・年金管理指定届書 ・住民票謄本 ・印鑑	成人福祉課障害福祉係
<b>・自立支援制度</b> 身体障がい者福祉に同じ。	・日常生活を営むことが困難な知的障がい(児)者のいる家庭	・療育手帳 ・印鑑	成人福祉課障害福祉係

### 精神障がい者福祉

事業・内容	対象者	申請等に必要なもの	問い合わせ先
<b>・精神障害者保健福祉手帳</b> 各種の援助を受け易くする。	・精神障がいのため長期にわたり日常生活に制約があり、障害等級に該当する方	・印鑑 ・精神保健指定医の診断書又は障害年金証書の写し	成人福祉課障害福祉係
<b>・自立支援医療(精神通院医療)</b> 精神障がい者が医療機関等に通院して精神障がいの医療を受ける場合、医療費を助成する。(自己負担1割、月額上限あり)	・診断書に基づき対象者と認められた方	・印鑑 ・精神保健指定医の診断書 ・健康保険証	成人福祉課障害福祉係
<b>・自立支援制度</b> 身体障がい者福祉に同じ。	・精神障害者保健福祉手帳所持者、精神障害による障害年金受給者、自立支援医療(精神通院医療)受給者	・印鑑 ・精神障害者保健福祉手帳又は障害年金証書、自立支援医療(精神通院医療)受給者証	成人福祉課障害福祉係

### 身体障がい(児)者・知的障がい(児)者・精神障がい者の優遇制度

事業・内容	対象者	申請等に必要なもの	問い合わせ先
<b>・鉄道運賃の割引</b> 身体障害者・知的障害者がJRを利用する場合に身体障害者手帳、療育手帳提示により割引を行う。	・第1種身体障害者手帳・療育手帳A…付添人1人と共に5割引(急行券を含む) ・第2種身体障害者手帳療育手帳B…100km以上で本人のみ5割引	旅券購入時 ・身体障害者手帳 ・療育手帳	各駅窓口 成人福祉課障害支援室
<b>・バス運賃の割引</b> 山交バス、庄内交通を利用した場合に身体障害者手帳、療育手帳提示により割引を行う。(5割引)	・身体障害者手帳所持者 ・療育手帳所持者(第1種身体障害者手帳・療育手帳Aの場合付添人含む) ・精神障害者保健福祉手帳所持者(写真のあるもの)	バス乗車時 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	成人福祉課障害福祉係
<b>・タクシー料金の割引</b> 心身障がい者が山形県ハイヤー協会加入のタクシーを利用する場合に割引を行う。(1割引)	・身体障害者手帳所持者 ・療育手帳保持者	タクシー乗車時 ・身体障害者手帳 ・療育手帳	成人福祉課障害福祉係
<b>・NHK放送受信料の減免</b> 障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、一定の要件を満たす場合、放送受信料を減免する。	(全額免除) ・障害者手帳をお持ちの方がいる世帯でかつ住民税非課税世帯 (半額免除) ・視聴覚障害者、重度身体障害者(1.2級)、重度知的障害者(A)、重度精神障害者(1級)でかつ世帯主	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・印鑑	成人福祉課障害福祉係

事 業 ・ 内 容	対 象 者	申 請 等 に 必 要 な も の	問 い 合 せ 先
<b>・ 航空運賃割引</b> 身体障害者手帳・療育手帳所持者が国内飛行機を利用する場合に割引を行う。(25%割引)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1種身体障害者手帳療育手帳A所持者(本人及び付添人1人まで)</li> <li>・ 第2種身体障害者手帳療育手帳B所持者は本人のみ</li> </ul>	旅券購入時 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体障害者手帳</li> <li>・ 療育手帳</li> </ul>	各航空会社 成人福祉課障害福祉係
<b>・ 有料道路の通行料割引</b> 身体障害者手帳所持者で自ら運転する者、又は重度の身体障がい者・知的障がい者を乗せて介護者が運転する場合に割引を行う。(5割引)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体障害者手帳所持者で、運転免許証を所持し自ら運転を行う者</li> <li>・ 第1種身体障害者手帳・療育手帳Aの所持者を乗せて、介護者が運転する場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体障害者手帳</li> <li>・ 療育手帳</li> <li>・ 運転免許証</li> <li>・ 車検証</li> </ul>	成人福祉課障害福祉係 日本道路公団
<b>・ 所得税、住民税控除</b> 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者について障害者控除の対象となる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体障害者手帳所持者</li> <li>・ 療育手帳所持者</li> <li>・ 精神障害者保健福祉手帳所持者</li> </ul>	申告時 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体障害者手帳</li> <li>・ 療育手帳</li> <li>・ 精神障害者保健福祉手帳</li> </ul>	成人福祉課障害福祉係 税務署 市税務課
<b>・ 自動車税の減免</b> 身体障害者手帳所持者又は身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者と生計を一にする者が障がい者名義の車を運転し、障がい者のために利用する場合に減免する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚障害4-1号以上(同)</li> <li>・ 聴覚・内部・平衡機能障害3級以上(同)</li> <li>・ 音声障害3級(喉頭摘出に限る)</li> <li>・ 上肢障害2級-2号以上(同)</li> <li>・ 下肢障害6級以上(3級-1号以上)</li> <li>・ 体幹障害5級以上(3級以上)</li> <li>・ 療育手帳判定A(同)</li> <li>・ 精神障害者保健福祉手帳1級(同)</li> </ul> * ( ) 内は生計を一にする方が運転する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体障害者手帳</li> <li>・ 療育手帳</li> <li>・ 精神障害者保健福祉手帳</li> <li>・ 印鑑</li> <li>・ 通院証明書(家族・介護運転の場合)</li> <li>・ 自動車検査証</li> <li>・ 運転免許証</li> </ul>	成人福祉課障害福祉係

## 高 齢 者 福 祉

事 業 ・ 内 容	対 象 者	申 請 等 に 必 要 な も の	問 い 合 せ 先
<b>・ 紙おむつ支給</b> 常時失禁状態のねたきり老人等に毎月基準額の範囲内で支給する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 65歳以上</li> <li>・ 要介護3・4・5</li> <li>・ 本人及び生計中心者所得税非課税の世帯</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請書</li> <li>・ 印鑑</li> <li>・ 課税状況の分かるもの</li> </ul>	成人福祉課高齢障害支援室
<b>・ 生活管理指導支援サービス</b> 1日1時間以内、週2日程度 日常生活に対する支援 調理、買い物、掃除等 負担金 1時間 300円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護認定非該当者の虚弱な65歳以上の方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請書</li> <li>・ 印鑑</li> </ul>	成人福祉課高齢障害支援室
<b>・ 冬期生活支援サービス</b> 老人世帯の屋根の雪おろし等の支援 ○雪下ろし(年4回まで) 自己負担 1日(8H) 1,110円 ○雪払い 週2回2時間以内 自己負担 1時間 140円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 65歳以上の一人暮らし老人世帯又は老人夫婦世帯</li> <li>・ 低所得</li> <li>・ 自力で除雪困難。親類や近隣の援助も受けられない方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請書</li> <li>・ 印鑑</li> </ul>	成人福祉課高齢障害支援室

事業・内容	対象者	申請等に必要なもの	問い合わせ先
<b>・老人福祉電話の貸与</b> 電話の貸与により老人の不安を解消する（基本料金・通話料金自己負担）	・65歳以上の一人暮らし老人世帯又は老人夫婦等 ・低所得者	・申請書 ・印鑑	成人福祉課高齢障害支援室
<b>・老人ホーム入所</b> 養護老人ホームに入所措置する。	・原則として65歳以上環境上の理由及び経済的な理由により在宅で生活することが困難な方	・申請書 ・印鑑	成人福祉課高齢障害支援室
<b>・生活支援緊急通報</b> 一人暮らし老人の家庭内での事故等を防止するため、電話回線を利用し、24時間体制の支援センターと結ばれている。 近所の協力員などに連絡し、万一の事態に対処するとともに、健康相談等にも対応する。	・一人暮らし老人（65歳以上）で緊急事態に通常の電話等で対応することが困難な方、又は同程度の状況にある方	・申請書 ・印鑑	成人福祉課高齢障害支援室
<b>・福祉サービス利用援助事業</b> 判断能力に不安のある方で日常生活の支援が必要な方（手続き代行、金銭管理等） 1回1,500円	・高齢者、知的障がい者、精神障害者等	・申請書 ・印鑑	社会福祉協議会
<b>・給食サービス</b> 一人暮らしの高齢者等に栄養バランスを考慮した食事を配食するとともに利用者の安否を確認し、孤立感の解消を図る。毎月2回（第2・4金曜日） 利用者負担 300円	・高齢者、障がい者世帯	・申請書 ・印鑑	社会福祉協議会
<b>・愛のひと声運動事業</b> 乳酸飲料配達による高齢者の孤立解消と安否確認（週3回 月・水・金）	・外出する機会の少ない見守りが必要な高齢者	・申請書 ・印鑑	社会福祉協議会
<b>・高齢者世帯除雪支援事業</b> 自力で除雪することが困難な状況にあり、かつ親戚や近隣の作業的・金銭的援助を受けられない世帯に対し、個人・企業ボランティアによる軒先の除排雪を行う。	・低所得者で80歳以上の高齢者世帯、障がい者世帯他から支援が受けられる場合は対象外 ※他制度・サービスが優先	・申請書 ・印鑑	社会福祉協議会

## 生活保護

事業・内容	対象者	申請等に必要なもの	問い合わせ先
<b>・生活保護</b> 自分の力では、最低限度の生活を営むことのできない者に対して、自立するまでの間保護を行うものである。	・資産・能力・扶養義務者からの援助、その他あらゆるものの活用を行っても、最低限度の生活を維持することができない方	・印鑑 ・保険証 ・年金証書等 ・その他の収入を明らかにする書類	成人福祉課生活支援室

## 児 童 福 祉

事 業 ・ 内 容	対 象 者	申 請 等 に 必 要 な も の	問 い 合 せ 先
<b>・ 保育所への入所</b> 保護者の就労、病気、その他の事由で保育を必要とする乳児、又は幼児の保育。	<b>・ 保育を必要とする乳幼児</b>	・ 印鑑 ・ 入所申込書 ・ 就労証明書等	子育て推進課 保育推進室
<b>・ 児童センター及び児童館</b> 健全育成、体力の向上、規律ある生活態度の養成の場として幼児の集団指導及び一般児童の指導をしている。	<b>・ 3歳以上の幼児、児童生徒</b>	・ 幼児クラブ加入申込書 ・ 印鑑	各児童センター 及び児童館（市内3カ所）
<b>・ 家庭児童相談室</b> 児童の養育問題や障がいの相談・指導 児童虐待の相談・指導	<b>・ 18歳未満の児童のいる家庭</b>		子育て推進課 子育て企画室
<b>・ 児童手当</b> 3歳未満 15,000円 3歳以上小学校修了前 第1・2子 10,000円 3歳以上小学校修了前 第3子 15,000円 中学生 10,000円	<b>・ 0歳から中学校修了(15歳になった後の最初の3月31日)前の子どもを養育している方(所得制限あり)</b>	・ 印鑑 ・ 請求者名義の預金通帳 ・ 請求者の健康保険証 ・ 平成27年1月1日に新庄市に住所がなかった方は、1月1日の住所地における「児童手当用所得証明書」	子育て推進課 子育て企画室
<b>・ 特別児童扶養手当</b> 月額 1級 51,100円 2級 34,030円	<b>・ 20歳未満で重度の障がい児を監護し生計維持している方(所得制限あり)</b>	・ 印鑑 ・ 戸籍謄本 ・ 住民票謄本 ・ 所得証明書 ・ 診断書 ・ 請求者名義の預金通帳	子育て推進課 子育て企画室
<b>・ 児童遊場整備事業</b> 遊具等の修繕助成と原材料の提供	<b>・ 地区で管理している遊園地</b>	・ 申請書 ・ 印鑑 ・ 修繕の見積書	社会福祉協議会
<b>・ 学童保育所</b> ・ 中央学童保育所(定員60名) ・ 日新放課後児童クラブ (定員70名) ・ 北辰学童保育所(定員25名) ・ 萩野放課後児童クラブ (定員40名) 保育料：児童1人当たり 月額6,500円	小学校1年生から6年生までの留守家庭の児童	・ 申請書 ・ 印鑑	社会福祉協議会

## 母 子 ・ 父 子 ・ 寡 婦 福 祉

事 業 ・ 内 容	資 金 貸 付 等 対 象 者	資 金 貸 付 申 請 等 に 必 要 な も の	問 い 合 せ 先
<b>・ 母子・父子・寡婦相談</b> 母子・父子・寡婦福祉に関する相談 母子・父子・寡婦福祉資金貸付	・ 母子家庭の母 ・ 父子家庭の父 ・ 寡婦及び上記に準じる方	・ 申請書 ・ 戸籍謄本 ・ 住民票謄本 ・ 種別により証明書 ・ 印鑑証明書 ・ その他	子育て推進課 子育て企画室
<b>・ 児童扶養手当</b> 所得に応じて 全額支給の場合 月額 42,000円 一部支給の場合 月額41,990円から 9,910円の間 の金額を所得の段階により支給 2人目 月額 5,000円の加算 3人目以降 月額 3,000円の加算	・ 父、又は母と生計を同じくしていない18歳以下の児童を養育している母子家庭等(所得制限あり) ・ 公的年金受給者については、受給している公的年金の月額が、児童扶養手当の月額よりも低い場合、差額を支給	・ 印鑑 ・ 戸籍謄本 ・ 住民票謄本 ・ 所得証明書 ・ 請求者名義の預金通帳 ・ 年金手帳 ・ その他	子育て推進課 子育て企画室

## 福祉医療

事業・内容	対象者	申請等に必要なもの	問い合わせ先
<p><b>・重度心身障がい(児)者医療</b> 障害のある対象者に対して医療費の自己負担分を助成する医療証を交付する</p> <p>医療機関での負担額 【所得税課税者及びその被扶養者】 医療費の1割 ただし、医療機関等ごとに次の額を限度とする 入院外 12,000円/月 入院 44,400円/月 【所得税非課税者及びその被扶養者】 なし ※入院時の食事代や保険適用外の医療費は給付対象外で自己負担</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民税所得割の額が23万5千円に満たない次に該当する者</li> <li>・身体障害者手帳1,2級所持者</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳1級所持者</li> <li>・療育手帳A所持者</li> <li>・公的年金障害等級1級受給権者</li> <li>・特別児童扶養手当1級程度の20歳以下の方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(障害・精神・療育)手帳</li> <li>・公的年金受給権者は障害年金の今年の支払通知書</li> <li>・特別児童扶養手当受給者は特別児童扶養手当1級証書</li> <li>・健康保険証</li> <li>・印鑑</li> <li>・その他</li> </ul>	子育て推進課子育て企画室
<p><b>・子育て支援医療</b> 対象となる子に対して医療費の自己負担分を助成する医療証を交付する</p> <p>医療機関での負担額 なし ※扶養者の所得税判定あり ※入院時の食事代や保険適用外の医療費は給付対象外で自己負担</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学前乳幼児及び小中学生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子の健康保険証</li> <li>・印鑑</li> <li>・その他</li> </ul>	子育て推進課子育て企画室
<p><b>・ひとり親家庭等医療</b> ひとり親家庭等に対して医療費の自己負担分を助成する医療証を交付する</p> <p>医療機関での負担額 なし ※入院時の食事代や保険適用外の医療費は給付対象外で自己負担</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得税非課税世帯の次に該当するもの</li> <li>・ひとり親家庭の18歳以下の児童とその母又は父</li> <li>・両親のいない18歳以下の児童</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親と子の健康保険証</li> <li>・印鑑</li> <li>・就労証明書(国民健康保険の方)</li> <li>・その他(就労し子を扶養していることが条件となるため、やむを得ない理由により就労していない方・就職活動している方は要相談)</li> </ul>	子育て推進課子育て企画室
<p><b>・未熟児養育医療</b> 県内に居住する1歳未満の未熟児であって、医師が入院養育を必要と認めた未熟児に対して医療費の自己負担分を助成する養育医療券を交付する</p> <p>医療機関での負担額 未熟児の属する世帯の階層区分に応じて定める額 (月額)0円～229,400円 ※保険適用外の医療費は給付対象外で自己負担</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・例えば次のいずれかの症状を有している医師が入院養育を必要と認めた未熟児</li> <li>・出生時体重が2,000グラム以下のもの</li> <li>・生活力が特に衰弱であって次に掲げるいずれかに症状を示すもの 運動不安、体温、呼吸器、循環器系、消化器系、黄疸等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養育医療給付申請書</li> <li>・養育医療意見書</li> <li>・世帯調書</li> <li>・子の健康保険証</li> <li>・印鑑</li> <li>・子育て支援医療充当依頼書</li> <li>・(必要に応じて)所得税額等を証明する書類</li> <li>・その他</li> </ul>	子育て推進課子育て企画室

**新庄市地域福祉計画・新庄市地域福祉活動計画**

**平成28年3月**

---

**編集・発行 新庄市成人福祉課**

〒996-8501

山形県新庄市沖の町10番37号

電話 0233-22-2111

**社会福祉法人 新庄市社会福祉協議会**

〒996-0001

山形県新庄市五日町字宮内240番地2

電話 0233-22-5797